第５章

琵琶湖疏水と生活生業

第１節　琵琶湖疏水の沿革

近世から近代への＜変化＞，もしくは＜脱却＞という歴史的画期に呼応するかたちで行われたさまざまな大事業が，京都岡崎という地域において実施され，またそれが京都という大地域における歴史的コンテクストにおいても意味を有しているという事実の一端は，すでに第４章までにも述べられてきた。本章で扱う琵琶湖疏水もその大きな軸として位置づけられ，「京都岡崎の文化的景観」における歴史的な重層性を考えるうえでも核のひとつとなりうるものである。

そのため，本章では，琵琶湖疏水の変遷や開削までの過程，また，疏水が岡崎地域の土地利用や周辺環境へもたらした役割，疏水に関連する生態系等に関して，時間軸を問わず多角的に検討を行う。これらの検討を通じて，琵琶湖疏水と岡崎という地域，またそこで行われる活動の有機的関係性が明らかにする。

その冒頭として，本節では疏水利用の開始から現在に至るまでの変化を通史的に俯瞰し，以後の各説において展開される論考の礎としたい。なお，疏水着工までの過程は第２節において詳述されるため，本節では琵琶湖疏水の成立以降を中心に論述する。

１.はじめに

京都は，延暦 13 年（794）の平安遷都以来，さまざまな歴史を経つつも，一貫して「都」でありつづけた。だが，明治の東京遷都によってその立場は大きく変化する。遷都に伴う京都住民の不満や動揺，さらに地域の衰退に対して歯止めをかけることが早急の課題として求められた。そこで，事態を打開するため，京都府は産業基立金の交付をおこない，そのことが京都府内の殖産興業が大きく進展する基礎となった。

その後，明治 14 年（1881）の槙村正直から北垣国道への知事交代によって，産業基立金の使途をめぐる方針が大きく転換し，従来の殖産興業のための資金から琵琶湖疏水建設のための財源へと基金の位置づけが変化した。この転換により，琵琶湖疏水建設は急速に現実化する。その後，本章第２節で詳しく論じられるような経緯によって建設用地の買収と疏水建設が行われ，明治 23 年（1890）４月に開通したのが，第一疏水（鴨東運河を含む）である。さらに，明治 24 年（1891）には，明治 20 年（1887）の当初計画の変更によって生まれた蹴上インクラインの供用が開始され，本報告書が対象とする岡崎地域においても，物資の運搬，関連する水利用の両面において，大きな影響をもたらした。

２.琵琶湖疏水の全体像

本章の前提として，琵琶湖疏水の全体像をみておきたい（図１）。

琵琶湖疏水は，その名が示す通り，大津において琵琶湖から取水され，山科を経由して岡崎地区へと流れこむ。蹴上において，運輸を主目的とした「鴨東運河」（第１疏水）と機械運転，農業用水としての利用を主たる目的とした「琵琶湖疏水分線」に分岐する。

前者において，蹴上付近の区間は高低差が大きく，水上移動が困難であるため，船は台車に載せられ，「蹴上インクライン」を使って運ばれた。そして，インクラインの東南端には蹴上船溜，西北端には南禅寺船溜が造られた。

南禅寺船溜からは鴨東運河と呼ばれ，岡崎一帯を通りぬけ，夷川船溜を経て，鴨川及び鴨川運河へと注ぎ込むまでの区間を結んでいる。その流路は，現在の岡崎公園を囲むように２箇所で直角に曲折して，都市の街区に適ったプランがとられているが，その背景には，将来的に都市計画によって整備を行う計画があるため，斜めの運河はふさわしくないとする当時の北垣府知事の意向も大きく働いたようである[1)]。

他方で，後者の琵琶湖疏水分線は蹴上船溜付近で第一疏水から分岐後，東山の山麓に沿って設け

られ，その後堀川へと流れこむ。その際，とくに南禅寺地区では寺院境内などを通過するため，トンネルの建造など風致への配慮がなされた。南禅寺境内の水路閣もデザインに対する配慮がなされ，周囲の景観との調和が図られている。

本報告書の対象とする京都岡崎は鴨東運河及び疏水分線一帯に位置しており，疏水の建設以降，その影響を直接的にも間接的にも享受してきた地域として位置づけられる。

3. 岡崎地域における疏水の利用

疏水利用の形態は多岐にわたるが，岡崎地区における利用としては次の幾つかに集約される。

水力発電

岡崎地区内では２箇所（蹴上，夷川）にあわせて４つの水力発電所（蹴上第１～第３発電所，夷川発電所）が造られた。うち，蹴上第１発電所は，明治 45 年（1912），第２発電所建設時に撤去されたが，その他３つの発電所は現在もなお関西電力によって運用されており，建物の外観も当時の姿をとどめている。また，撤去された蹴上第１発電所は日本最初の営業用水力発電所であり，近代日本における電力事業を考えるうえで歴史的に重要である。

疏水園池

琵琶湖疏水開削後，南禅寺一帯を中心として，別邸群や寺院のなかに疏水を利用した園地が多く造られた。これらの多くは現在でも維持されており，同地における特徴的な水利用のあり方として位置づけられる。

生業関連利用

広道以西の空間には，疏水を利用した生業が顕著に発達した。製粉，製麺，製材，精米，伸鋼など，水を動力として，水車を回し，それによって生業を形成したもののほか，七宝の研磨等にも疏水が用いられ，疏水の利用を基軸として多様な産業を生み出した。

以上からも明らかなとおり，琵琶湖疏水，とくに鴨東運河の開削は，京都岡崎の近代化にとって不可欠なものであったと指摘できる。それは琵琶湖からの水の供給という枠を超えて，地域社会そのものの形成と発展に対して影響をもたらしたものであり，まさに京都・岡崎という地域の歴史的重層性を考えるうえで基層を成しているものといえる。　（菊地　淑人）

註

1）京都市水道局『琵琶湖疏水の 100 年』叙述編，1990 年，165 頁。

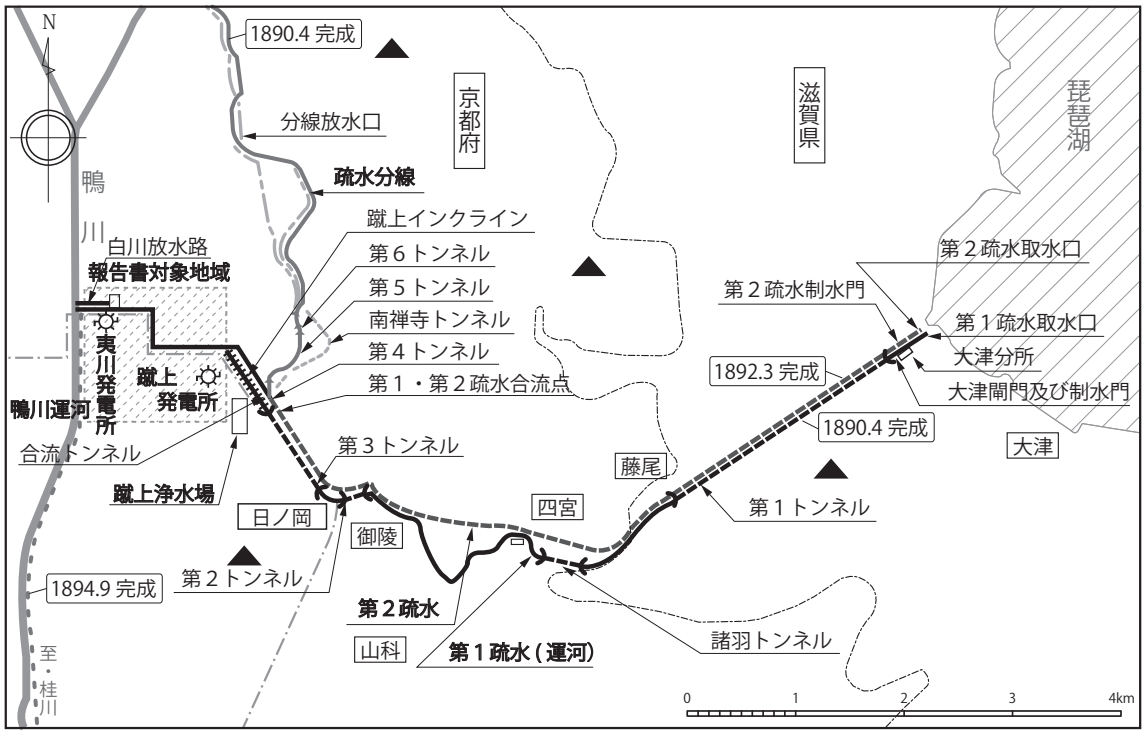

図１　琵琶湖疏水略図

第２節　琵琶湖疏水の線路決定と用地取得

１.はじめに

琵琶湖疏水工事の立案，認可，調整要因について分析した織田直文の一連の論文[1)2)3)]は，疏水建設初期の立案過程とその認可に至る政府側と京都府側の対応について纏めている。それは北垣國道京都府知事の日記「塵海」[4)]，明治23年（1890）の疏水竣工直後に編集された「琵琶湖疏水要誌」[5)]，竣工50年後に編集された「琵琶湖疏水及水力使用事業」[6)]および「疏水回顧座談会速記録」[7)]を史料として書かれている。

明治14年（1881）５月，北垣知事は上京し，初めて疏水工事計画を伊藤博文参議，松方正義内務卿に開陳した。その後，明治16年（1883）３月に農商務省と稟議した結果，主として上・下京区域周縁の，とくに北東部の郡の田畑を灌漑する目的で水路開鑿を計画していく。同年11月５日の勧業諮問会，および同15日～17日の上下京連合区会では総工費予算60万円で京都盆地に下りることなく，鹿ヶ谷から北上し，白川村，田中村を経て，松ヶ崎村，下鴨村を通過し，賀茂川右岸で東高瀬川に落とし，残る水量中一部を御所用水と市内用水に流し，そして最後は小川頭より堀川に流入するルートが提案された[2)]。同年11月19日には起工特許願が内務，大蔵，農商務各卿へ上がるが，この工事をめぐり内務省（山縣有朋内務卿）と，農商務省（西郷従道農商務卿）の窓口の争いがあったことを，上記の史料群が薩長藩閥の対立を絡めて指摘している。

結果的には12月７日に井上馨参議宅において伊藤参議，山縣内務卿，西郷農商務卿，松方正義大蔵卿が集まり，起工趣意書は農商務省より京都府に差戻され，改めて内務省土木局の調査と指示を待つことになった。明治17年（1884）６月27日に，内務省より設計変更の「指令書」がだされ，疏水が京都盆地に出た後二分し，１つは運送用として閘門で直ちに平地に下り，東高瀬川に接続するルートが計画された。これにより疏水は鴨東地域（南禅寺・岡崎）を東西に横断するルートが新設された。この案であると，疏水が蹴上着水点に現れた後，鴨川まで高低差約120尺（蹴上 - 南禅寺船溜が118尺）を下りることになる。この鴨東ルートはその着工後に変更され，明治20年（1887）インクラインを設け，船を直ちに南禅寺の平地に下ろし，インクライン下に船溜を設け，そこから鴨川まで至ることとなった。

さて，こうした疏水工事初期の農商務省主導の北行ルートの灌漑用水案から，内務省土木局主導の水運・水力開発による鴨東地区の線路開鑿と，殖産興業策への変更，それに伴う線路ならびにインクラインなど高低差対応システムについては，織田の論文はもとより，上記刊行物中でも指摘されてきたことではある。一方，鴨東地区の新市街開発を企図していた北垣の政治的意図と疏水の線路との関連を論ずるものもある[8)]。

ここでは，特に空間的に疏水線路がどのように現出していったのかを主題とした。内務省案により二分され鴨東の京都盆地に下りた疏水は，鴨川まで直線的に流されず，中途直角曲折して北に400m迂回して鴨川に至る（図２）。北垣の新市街構想と直接関連したとはいいがたいが，結果的にこの鴨東の疏水周辺では，明治28年（1895）の第４回内国勧業博覧会，大極殿（平安神宮）建設，そしてやがて武徳殿，美術館，博物館などの文化施設に加え，商工業施設の進出がみられるようになる。そうした京都市鴨東地区（岡崎）の開発に至るプロセスを検討する中で，鴨東の本線と，愛宕郡を北上する分線について用地取得の実態を論証し，疏水線路開鑿による京都市郊外開発の初期段階をみることが本稿の主題である[9)]。

２.鴨東における疏水線路

ここでは疏水線路の鴨東地域におけるルートと，既往研究で語られている鴨東開発との関連について検証する。

高久嶺之介は疏水開鑿の政治動向に関する論考の中で，北垣国道の京都府臨時市部会における都

市構想「鴨東開発論」について触れている。明治22年（1889）９月，市部会に「鴨東地域の道路の区画を定める諮問案」[10] が提出された。それは「新市街を，一, 二, 三等に区分し，一等は道幅を一二間, 二等は八間, 三等は六間とするものであったが，市部会は道幅を狭め，一等は八間，二等は六間，三等は四間で可と答議した」とある。前年の明治21年(1888) 6月にこの鴨東地区の南禅寺，岡崎など7か村を上京区第34組として編入した理由は，京都府市部会における北垣の発言をみると[11]，「固より之を町村として存すべからざるなり，何となれば疏水は市の事業なり，市の事業にして之を郡村の域内に托するを得べき歟，独り理に於て之を郡村に存在すべからざるのみならず，亦市の経済上より見て不利なりとす」とあるように，疏水事業が市の事業であるため，その線路にあたる地域を市域として開発する意図があった。

もっとも高久は，北垣の鴨東開発論は道路に関して述べたもので，彼の都市開発構想が鴨東に偏重していたわけではないこと[12]，また小林丈広の論文[13] を引いて，その後にこの地域にできる内国勧業博覧会場や平安神宮の建設により開発が進んだ事実への因果関係については慎重であるとしている。その小林は琵琶湖疏水事業の進行中，鴨東の区部編入に際しての上記の開発構想は，「計画というよりアイデアに近いものであった」と言っている。また「京都市政史」の中でも，明治22年の京都府市部会での北垣の諮問が，「この地域に工場や人家が立ちならぶことを予想して，あらかじめ道幅八間（約14 m）の一等道路を二線，道幅六間の二等道路を二線，道幅四間の三等道路を五線敷設しようというものであった」と述べている[14]。このように高久，小林は琵琶湖疏水のできる鴨東の空間に関して北垣と市部会の動向から，その後の鴨東開発との明確な因果関係は認められないものの，その構想があったという指摘をなしている。問題は，北垣が鴨東に新市街を構想するための道路案を提示したとして，その路線をどこに敷設する意図を持っていたのか，その具体的プランが存在したのか，である。

一方，先の「京都市政史」の疏水線路に関する記述[15] の中に，「工事中にもいくつかの変更があり，その後の計画にも影響をあたえた。一つは，明治20年（1887）に議論されたもので，疏水のインクラインから鴨川までまっすぐにつなぐのではなく，何度か折り曲げて流れをゆるやかにしたことである。この変更は，新市街の区画を見越しての措置であった」と，鴨東において疏水線路が図２のように直角曲折型となっていることを，小林の指摘している鴨東道路，新市街と関連させて

図２　疏水本線と分線
本線は鴨東にて直角曲折して鴨川に至る。

図３　北垣の鴨東市街地道路計画案
（明治22＝1889年９月）

説明している。図３は大正４年（1915）地図上に疏水線路全体図を示してある[16]。

この疏水線路が蹴上着水点から京都盆地に下りて，南禅寺の船溜から西へ直進した後，迂回ルートをとったことについては，疏水竣工50年を記念して出版された昭和14年（1939）刊の「琵琶湖疏水及水力使用事業」には以下のように説明されている。明治16年（1883）の原案（北上ルートのみ）から，明治17年（1884）内務省土木局の指示を受けて，北上と鴨東の鴨川直結の２ルート（分線と本線）案に変更され，明治20年（1887）にインクラインを設けることで鴨東に舟運の動線が考えられた。

> 最初は、「インクライン」より眞直に鴨川に出づる豫定であつたが、之がためには二個の閘門を要し、運輸船が一の閘門通過のためには約十五分を要するとの理由によつて、更に調査の末、現状の如く（鍵）形に二ヶ所において直角の曲折をなし、幅員十間を以て西北方夷川鴨川に導くこと丶した。然るにこの直角曲折線をとることに對しては他にも異論があつたが、疏水事務所理事たる坂本則美は明治二十一年二月二十七日北垣知事に一書を呈して、この選定を改めて（鍵）形の斜行線を以てすべきことを建議してゐる。その理由とするところは、斜行線による時は（一）直角の屈曲に比し延長約百三十間を減じ運輸に便があり、（二）迂回を厭ひ捷直を喜ぶは人情の自然に叶ふといふ二點を主とするもので、疏水事務所長たる尾越書記官は一應傾聽すべき所論として賛意を表したが、北垣知事は「該線路は將來市區計畫の位置に於て其便利と體裁とを目的としたる者にして斜行の得失は既に研究を遂げたる者なり、由て敢てこの建議を採るを要せず」とこれを斥けてゐる[17]。

鴨川への直通線路は，流速が早くなるため２ヶ所の閘門を必要とし，それを回避するための直角曲折線であった。坂本が提案したのは南禅寺船溜から夷川鴨川までを形に斜行することであったが，これを北垣が「将来市区計画の位置において」斜行は好ましくないと否定したとある[18]。

以上の事柄を整理すると，まず高久や小林，あるいは「京都市政史」の指摘するように，琵琶湖疏水事業が進行中の明治20年（1887）から22年（1889）にかけて鴨東の疏水本線の開鑿を機に，新市街地開発が北垣やその周辺によって企図されていた。疏水を蹴上着水点からインクラインによって南禅寺船溜まで下ろすことは明治20年に決まり，疏水の動線がみえていた。また道路も計画されていた。しかし明治21年（1888）にはその路線をどこにするのかは明確ではなかった。そのため日出新聞には[19]「近頃續々と同地に家屋を建設せんと企つる者澤山ありて知事の許可を請出れど未だ道路の確定に至らざるの今日なれば將來或は折角に建築したる家屋をば毀たしめざる可らざる事あらんも知るべからず（中略）人氣は漸く水路の近き塲所に向ひ工業其他の業を始め種々思はくを立つる者の必ず將來出來るなるべく」とあり，早くも水路沿いをはじめとして鴨東の土地に進出する者の多いことが報じられている。

さて明治22年９月10日の京都府臨時市部会における北垣の演説[11]を，小林のいうような「アイデアに近いもの」とみなすべきなのか。その「計画」のレベルはどこまで実際考えられていたのか。北垣がいつ鴨東の開発を発案したのかはわからないが，道路案が先行したことは推察できる。新市街区画に先立ち道路計画を先行することは，たとえ道路下に電話や上下水道などのインフラを併せ計画するとすれば当然のことではある[20]。その日の京都府市部会の北垣の演説中に「最初ノ取調ニテハ三間幅位ノ道路ヲ多數ノ小線路ヲ置クハ大建築等ノ妨ゲトナリ大ニ不利益ナルヲ以テ遂ニ其見込ヲ變ズルコトトハ成リタルナリ」とある[11]。

その「取調」は，明治22年３月に北垣より「市街地劃定」の儀について伺が出され，「取調委員会」は「新市街通線ノ位置並道路等級及道幅ノ廣狭並實地施行方法」について調査している[21]。実際に調査にあたったのは疏水事務所島田道生属と多田郁夫土木課長であった。それによると，道路は一等（10間幅）から四等（３～４間幅）で，図３中の疏水沿の岡崎町と高等中学校一帯，さらに南禅寺から銀閣寺前に至る主要道路はほとんどが一等となされ，その目的は聖護院町，岡崎町，南禅寺町の「工商業共ニ營業ヲナス」ことにある。また南禅寺から銀閣寺前への道路は「東山ニ

於テ最良ノ風景ヲ有スルノ勝地」の観光目的とされた。これら一, 二, 三等道路をつなぐ３間幅の小線路が計画されたのである。また三条から出町橋までの川端と，出町橋から銀閣寺前までの路線の新設も考えられた。この「取調假議按」はその後修正され，同年９月の京都府臨時市部会には知事からの諮問案として鴨東の路線をやや縮小，各道路の等級を格下げして路線図面とともに提出された。

この取調委員会案には，直前に水力発電調査の渡米視察から帰った田邊朔郎（明治 22 = 1889 年１月 31 日帰京）の報告書の影響がみられる。田邊は市街地改正について「町幅廣く區劃正しく所謂縦横直角碁盤形の如し」とし「車道八間以下六間迄人道は各左右一間半宛」という[22]。また東山を天然の公園となすべきことが報告されていた。道路のことは田邊の「渡米日記」[23] 中にワシントンにおける道路幅 12 間，狭くても８間で歩道両２間，並木両１間，車道 4.5 間を供える道の目撃記録から書かれたものと考えられる。

これらの事実から，これが単なるアイデアではなく，かなりの具体性をもった計画路線が考えられていたことがわかる。その図の複写を図２に示す。市部会では北垣側の提案した一等 12 間，二等８間，三等６間の幅員を，それぞれ８間，６間，４間と修正しているが，路線の変更はしていない。これによると一等道路は, 疏水線路の形に沿って粟田口より夷川鴨川に至るものが若王子から直進してくるものと合流する路線と，夷川船溜から熊野神社脇を北上し第三高等中学校西側に至る（現在の東大路付近）２線である。二等道路は吉田山山麓より第三高等中学校南側を直進し鴨川新橋を通過し京都市街へつながるものと，南禅寺船溜から南禅寺町，永観堂，若王子と鹿ヶ谷を浄土寺町まで北上するものの２線である。その一等，二等道路の間の聖護院町，岡崎町を南北，東西に三等道路を画した。つまり「新市街路線ノ諮問案出テタルハ全ク其原因ハ疏水工事ニ在ルコト（同市部会における中安信三郎）」であり，「此道路ハ元來疏水工事ニ付帯シタルモノナリ（同）」であった。

このように疏水線路沿など明らかにその位置が判明しているものもあれば，未だ測量がなされていない箇所もあった。したがってアイデアに留まっていた訳ではなく，路線の位置についての具体案はあったが，用地買上のための路線位置確定の測量はなされていなかった，というのが正確であろう。そもそもこの市部会においては，路線位置と幅員を削減することが諮問され議論されているのである。以下の市部会の多田郁夫の答弁によってもその事がわかる。

> 路線ノ豫定ヲナセシ上ハ之ヲ買上ルカ開墾セザルヲ得ス　今日ニテハ只位置丈ケヲ確定セントスルニアツテ未ダ着手ノコトニ及バズ
> 路線ノ位置ヲ豫定スルコトモ目下左マデ必要ナキニ似タレドモ該組ハ將來繁華トナルノ見込アルニ依リ今日ノ儘ニ捨テ置キ家屋ノ建築毎ニ認可ヲ受ケシムル様ニテハ人民ニ取テモ不自由且窮屈ヲ感スルナルベシト思ヒ為メニ路線ノ豫定ヲナサントスルニアルナリ
> 路線ヲマデ豫定スルトキハ一二三等線ノ如ク猶地買上ノ見込ヲモ立テザルベカラズ斯クテハ經濟上甚困難ナルヲ以テ姑ク之ヲ見合セ他日時ノ模様ヲ計リテ路線を定ムルコトトハナシタルナリ[24]

路線の位置は確定していた。それは上京区第 34 組（鴨東７ヶ村）が開発されることにより家屋が無計画に建設される無駄を省くためであった。ただ用地買収は経済上直ちに着手できないというのが実情であった。

またこれによって北垣が鴨東地域における疏水線路の形を坂本の意見である斜行を退け，直角曲折形としたのは，道路路線のことが念頭にあった事は認められる。しかしながら，「京都市政史」のいうように[16]，線路の曲折は新市街区画が計画されていたからだということは以上の事実から妥当ではない。少なくとも竣工 50 年後の記録では，線路を折り曲げて北へ 400m 迂回させたことは，その水の流速緩和が目的であったとしているが，この線路形状の理由については以下の論考で検討を加えていくこととする。

3. 疏水線路の土地の買上

ここでは，疏水線路のルート決定理由の根拠となる線路用地買収の実体について，買上台帳及び

新出の線路買収地図資料を基に分析を加える。

（１）　土地買上の手続

疏水線路の土地買収については，いくつかの資料が語るように官有地については無償借用を，民有地については「公用土地買上規則」により買収された[25]。線路は三井寺・南禅寺境内やその旧領を通過する部分が多かったが，そのほとんどが上知され官有地となっていたことから，無償借用をして工事を容易ならしめたとされる。また明治16年（1883）の上下京連合区会において「土地買上の方法如何」の質問に，北垣は「尤も現今の賣買値段を參酌して買上ぐるものなり」[26] としているが，田邊の言うにはその実態は「運河の線路のなつた場合は「人民之を拒むことを得ず」と云ふやうなことで，地券面の三割増かなんかの金を拂つて，それで土地所有者は一切何も言へなかつたのです」[27] であった。

この土地買上について田邊はその著で[28]，「公用土地買上規則では只當局官が地價を標準として一定の買上價格（此の時は地價約三割増を標準とした）を定め所有者に示すので殆ど命令的の規則であつた」としている。その公用土地買上規則（太政官達第132号，明治８＝1875年７月28日）には，第一則に「鐵道電線上水等，大土工ヲ起ス時ハ其事業ニヨリ特別官許ノ上此規則ニ準スルヲ得ヘシ」とあり，続く第二則には「公用買上ハ必ス其地ヲ要セサルヲ得サルニアラサレハ之ヲ行ハサルモノトス故ニ人民之ヲ拒ムヲ得ス」と規定されており，京都府が指定した土地は土地所有者の拒否なく収用できるものであった。ただし，その買収価格については第四則に「公用ノタメ買上ル地價ハ券面ニ記シタル代價タルヘシ」とあり，原則地価での買上となっていたが，疏水用地は約３割増を標準とした。

当初明治16年の上下京連合区会に提出された「経費支出方法」中[29]，第一工事（滋賀県藤尾村より一乗寺村まで）と第二工事（高野川より小川頭（堀川）まで）のうち，土地買上費の見積は16958円20銭５厘で，総工費見積60万円中2.8％にあたる。この当初案には鴨東岡崎地域は包含されておらず，その京都側の南禅寺以北については，「南禅寺官山，鹿ヶ谷，浄土寺，白川，一乗寺，下河原」の田3446坪が１坪に付き平均38銭８厘（損耗料５銭），同地域の畑10338坪が平均32銭４厘（損耗料５銭），「松ヶ崎，下鴨，鞍馬口，紫竹大門」の耕地（田畑か）8756坪２合が38銭８厘（損耗料５銭）としている。田の方が畑より若干買上価格が高い。

実際に明治18年（1885）より行われた土地買上（本線分線の２ルート）では，「琵琶湖疏水の100年」には原典を「琵琶湖疏水及水力使用事業」としながら，買上面積806反213歩０合で，その価格は54677円31銭９厘で，総工費の4.3％であったとしている[30]。これは「琵琶湖疏水及水力使用事業」の「用地」の項にある買収反別及金額に依拠している[31]。一方，疏水竣工時に編集された「琵琶湖疏水要誌」には，上記２誌の元データとして用地の項に806213歩04買上面積で54677円319とある[32]。ただし，その項には，「用地總反別ハ專ラ工事用ノ爲買収セシモノニシテ土捨場ノ如キ土取場ノ如キ不用ニ屬セシモノハ工事落成後漸次賣却セシヲ以テ現今ノ運河敷地總反別ハ稍ヤ減少セシモ本誌編了ノ際未タ處分ノ結了セザルモノアルヲ以テ曩ニ買収セシモノヲ掲ク」とあるので，明治23年（1890）４月１日以前の編集終了時点での買収価格と不用な土地売却の差額として，買上価格が54677円となったとみることができる。ただし，この総額が純買上価格としての最終集計とは書かれておらず総額については不明な点がある。同書には「明治十八年以降廿三年ニ至ル迄取扱セシ事件實ニ夥シク個々之ヲ細別スレハ際限ナキヲ以テ今總計セシモノヲ左ニ掲ケ其一班ヲ示ス」とあり，最終集計ではないことが示唆されている[33]。

一方，同書中の「工費支出精算一覧表」[34] には土地買上費として十八年から廿三年度までの合計額93299円44銭８厘とあり，約４割多い記述が為されている。坪当りで前者は22銭６厘，後者は38銭６厘となる。後者の値が明治16年時の見積と近いが，実際の買上価格データは，次節に記述するが，残されている地域のみでみると概ね坪23～30銭となる。したがって実際には前者に近い値で買上げられたのではないかと本論では推察する。

疏水用地の買収が進んでいく時期は，当初明治16年の総工費60万円の見積が，明治17年（1884）６月の内務省土木局の調査による鴨東線路が新たに設定される設計変更で125万6735円（実態の

精算は125万2579円３銭２厘）となり，上下京区民への賦課金が課せられ不満，反対が広がっている背景もある。田邊は結果的に土地買上は地価の低廉さも含め上首尾に進捗したと後に著している。

> 當時は現今一坪五拾圓百圓の時價を有する岡崎聖護院邊の目貫の場所でも大抵貳圓内外とあつて賣買價格と券面地價と大差はなかつた、それに此の時の買上價格は最高が坪壹圓參拾錢であるから時價に比し大差がなかつた、此の價格が土地所有者側の不平を少なからしめ土地買上事務の進捗した一原因といつても差支はない[35]

文中「貳圓内外」となるのは田邊の記憶違いであろう。当時の１坪当たりの価格は先にも示したように，20銭から30銭である。いずれにせよ，125万円と既に当初予算の倍以上に膨らみ工費は不足していた。これに当時の経済恐慌が加わり，市民に「協議費」の名目で地価，戸数，営業規模に応じて賦課された（明治22年＝1889市制により市税となり，残りは市債で賄う）[36]。このような状況で材料の自給や輸入セメントの節約，人件費の削減など経費節減の措置がとられていた。したがって地価が安かったとはいえ，土地買収に係る経費を低く抑えることは課題であったし，また速やかな買収は工期短縮へもつながる重要な事項であったと考えられる[37][38]。

（２）　土地買上の実態

それでは，その土地買上の実態について複数の資料を併せて分析する。分析に用いた図群は買上用地を描いた元図であり，疏水完成後の明治24年（1891）５月に調製された「平面実測図」[39]である。この図上には買上げた土地と，その所有者，町名，字，地番，地目，面積が描かれている。これに京都府立総合資料館所蔵の「疏水用地台帳」[40]の所有者，町名，字，地番，地目，面積，地価，買上価格を重ねることによって分析した。「平面実測図」に書かれている所有者の名前はここでは伏し，地番を記載し，その地目（田，畑，宅地，山林，原野，荒地，境内地，堤敷，開墾地，官有地）別に塗り分けた。地価，買上価格については疏水用地台帳中鹿ヶ谷町字官林から浄土寺村字西田，白川村字久保田より田中村字北高原については大部分の台帳を欠いている。

分線については岡崎地区とは離れるのでここには図示しない。その概略を記すと，第四隧道南口（蹴上着水点）より南禅寺境内へ向かう用地は，上地された官林・山であった。これらが無償借地として提供された。その北部の若王子から浄土寺町山之下，そして銀閣寺前で西行する同村西田の線路（現在の「哲学の道」と呼称される水路）は，ほぼ田畑を買上げている。そして再び白川村久保田で北行し，一乗寺村より高野川に至る線路も田畑の買上が主である。高野川を伏せ越し，松ヶ崎村，下鴨村を西に横断して賀茂川に至り，それを伏越して小山村で一部御所用水へ流し，最後は堀川へ流れ込む線路も田と一部畑であった。

本線の鴨東地域については図４（１）～（３）に示す。第三隧道西口より南禅寺船溜（インクラインを経て高低差118尺）にはいくつかの宅地の買上，その他田畑であった。南禅寺船溜より二条通を西進する地域には旧白川の堤敷を含め，南禅寺町，粟田口町の田，岡崎町の畑，田を買収していくが，水路沿以外に広範囲の土地を買上げている。二条通南の広い地域の買上については，その意図を書かれた資料が存在しないため，わからない。線路は二条通を鴨川まで直進せず，400m北上し，聖護院町，下堤町（図４（３））はほぼ畑であり，一部未買収地と下堤町の２つの宅地を含んでいた。

（３）　買上価格

当時の坪当りの地価をみると，分線中で比較的高い25銭以上するのは，台帳の残っていない鹿ヶ谷から田中村を除くと，一乗寺村字河原田の疏水線路沿線と，小山村字中溝19番地，すなわち御所用水への分岐閘門を設置する計画があったと考えられる用地であった。南禅寺，岡崎でも疏水工事以前に疏水近傍での地価の高騰が予想されるため，図４も坪単価25銭以上の地番を○で囲った。南禅寺船溜より二条通でまず該当するのはこの地の田地である。またその中でも字池ノ内，字塔ノ段，字道照地は疏水線路，もしくはその沿道の地価が高いことがわかる。字円照地については新白川沿いの田地が高いことがわかり，明確ではないが疏水，新白川付近の土地が他に比し若干高い地価を有していたことが読み取れる。二条通より鴨

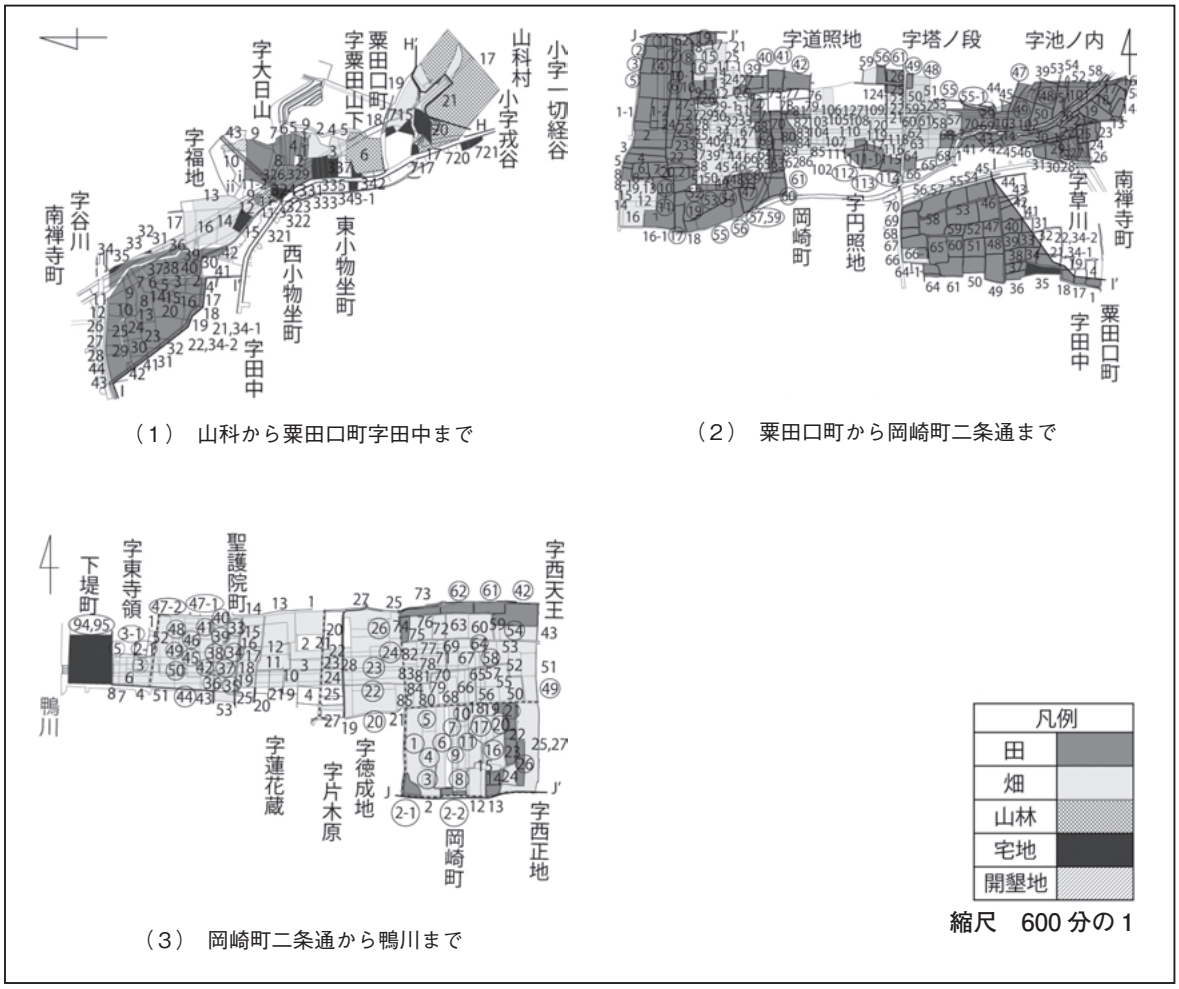

図４　疏水線路の土地買上の実態

川にかけては，岡崎町字西正地の大部分，字西天王の一部，字徳成地で坪 25 銭以上であった。また疏水事務所のできる夷川中島付近の聖護院町字蓮花蔵，字東寺領も 25 銭以上であった。これらより，後に疏水線路沿いに様々な産業が展開するのであるが，それを見越しての土地の高騰という傾向は顕著ではない。岡崎町で多少高い傾向が見られた程度にすぎない。むしろ，疏水工事に伴い，その予定線路や疏水事務所，あるいは北方の御所用水分岐点で工事用地が比較的高い地価を有していたといえる。

表１に各地域の買上価格を地目毎に表示した。疏水用地台帳には各地番毎のデータが記載されているが，これを各地域毎に地目別に積算し，買上面積当りの地価と，地価に対する買上価格の平均を示した。総件数は官山 10 件，田 515 件，畑 357 件，宅地 34 件，山林 29 件，原野３件，荒地１件，境内地２件，開墾地１件，堤敷 15 件，合計 967 件である。台帳の残存していない地域については記載していない。南禅寺官林は無償借地のため０円である。買上価格は坪（歩）当り田で 20 数銭，畑で 10 銭程度と田の方が地価が高かった。山林は坪２銭程度である。また田畑については一部あわない地域もあったが，買上価格は地価のほぼ「1.300」と計算できた。田邊のいう約３割増とは事実であるが，原則３割ちょうどの割増での買上が実施されたことがわかる。また旧白川堤敷については，府の管轄域のため０円である。宅地は「琵琶湖疏水及水力使用事業」には「鴨川東端にあつた人家を一，二軒取除いたゞけで」[41] とあるが鴨東地域で敷地全て，あるいは一部を買上げられたのは 34 箇所存在する。それらのほとんどの台帳が失われている。分線沿の北方の村では宅地も田と同様３割増で買上げられているが，鴨東では 1.3 倍以上の宅地が存在し，下堤町は地価の 4.4 倍の高値で買上げられている。

表１　地目別買上面積と価格の平均値

	地域	地目	面積（坪）	地価／面積（円／坪）	買上価格／面積（円／坪）	買上価格／地価	備考
分線	大日山ヨリ鹿ヶ谷町若王子						台帳無
	鹿ヶ谷町若王子ヨリ浄土寺村山之下	田	1140.66	0.209	0.272	1.3	７件のみ
		畑	41	0.183	0.238	1.3	
	浄土寺村山之下ヨリ同村西田						台帳無
	白川村久保田ヨリ田中村北高原	田	423.17	0.188	0.244	1.3	３件のみ
	一条寺村水干ヨリ高野河原村嵯峨屋地	田	2596.4	0.233	0.285	1.277	
		畑	1162.74	0.105	0.137	1.3	
		宅地	99.53	0.163	0.212	1.3	
		原野	16.33	0.002	0.002	1.271	
		山林	898.99	0.013	0.017	1.3	
		荒地	70.06	不明	寄付		
	松ヶ崎村小竹藪ヨリ下鴨村北溝	田	4970.56	0.214	0.279	1.3	
		畑	14.2	0.144	0.188	1.3	
		山林	374	0.06	0.078	1.3	
	下鴨村猪尻ヨリ小山村総柏	田	4408.86	0.218	0.27	1.238	
		畑	1516.53	0.102	0.132	1.3	
		山林	232.62	0.024	0.032	1.3	
		原野	61.53	0.002	0.002	1.304	
	小山村総ノ下ヨリ堀川	田	3670.99	0.211	0.274	1.299	
		畑	1578.93	0.206	0.245	1.193	
本線	第三隧道西口ヨリ南禅寺船溜	田	9717	0.21	0.273	1.3	
		畑	2767.56	0.16	0.225	1.3	
		宅地	119.31	0.18	0.246	1.377	宅地一部欠
		山林	1218	0.023	0.03	1.299	
		堤敷	31	無	0.016		
		開墾地	81	0.204	0.265	1.3	
	南禅寺船溜ヨリ二条通	田	35915.5	0.238	0.309	1.3	
		畑	15342.03	0.198	0.257	1.3	
		宅地	339	0.221	0.287	1.3	
		堤敷	428.8	無	0.18		
	二条通ヨリ鴨川	田	2490	0.262	0.34	1.3	
		畑	31154.03	0.233	0.3	1.3	
		宅地	2071.92	0.181	0.8	4.416	

４. まとめ

本報告では明治 18 年（1885）から 23 年（1890）にかけての琵琶湖疏水の建設時の用地買上の実態を地図史料と買上台帳より明らかにした。その結果，鴨東地域における疏水線路の現出の理由と，その地域の開発の計画案を明らかにし，一方で買上実態からの考察が可能となった。

北垣府知事（兼市長）が京都府市部会に提案した鴨東の道路路線は一部疏水本線に沿ったもので商工業振興のものであったが，その他に第三高等中学校を意識した路線や，東山観光目的の鹿ヶ谷沿いの路線が計画されていた。また疏水本線が鴨東で直角曲折して北に迂回して引かれたのは，本線の南禅寺船溜から賀茂川に至るまでの舟運のために流速を緩和するためだという竣工 50 年後の史料の説がある。これらの事実に鑑みても「京都市政史」中で，鴨東で疏水線路が直角曲折したのは，北垣の鴨東開発論に関連した道路案のためだとするのは２つの事実を混同しているといってよい。北垣は鴨東に新市街を構想しており，その路線計画をみればアイデア段階のものではなく，具体的に路線を決めていた。その一等道路が疏水のに沿ったものであった。しかし，用地の買上段階までは進まなかった。そして疏水が直角に曲折したのは，道路計画とは独立した流速緩和のための流路延長であるとされている。このように「京都市政史」を中心とする鴨東開発論の事実に関して，本報告では計画主体の意図を読み解くとともに，鴨東地区の線路の直角曲折路線への「琵琶湖疏水及び水力使用事業」中での説明に対する疑義と解釈を示す。

実際のところ，直角曲折により流速は緩和されるのであろうか。一般的に流路が長くなれば勾配が小さくなるので流速は当然ながら遅くなる。しかし，長くなったのは北向に 400m のみであり，

その流速緩和効果が大きいとはいえない[42]。北向にその河床勾配が小さくなるとすれば，当然流速は緩和されるが，同じ流量を流すためには水深を深くとらねばならないこと，また再び西向に転じることによって勾配が以前の西向線路の河床勾配と同じであれば流速は元に戻る。いずれにしても現状の直角曲折迂回ルートでも夷川に船溜と閘門が設けられており，船溜の広闊な池で流速は極めて緩和されている。船溜を設ければ水路断面が極めて大きくなるため，流速は逆に非常に遅くなる。直進ルートでも閘門の前に船溜を設ければ原理は同じである。船溜を設けないならば坂本の言うように閘門が２個必要だったかもしれない。以上のように，直角曲折ルートが流速緩和に大きな効果を持っていたとは考えにくく，その記述がある「琵琶湖疏水及水力使用事業」は竣工50年後に編集されたもので，その記述の原典も明らかでない。

そこで，本稿では前記にみてきたように用地買上に注目した。買上がほぼ３割増と速やかにできたのは当時の公用土地買上規則の存在と，南禅寺界隈が官有地であったこと，土地が平均１坪20数銭と比較的安価だったことがあげられているが，何よりも買上価格が高く，立退き交渉の必要な宅地が少なかったことが大きいのではないか。また流速緩和の装置として閘門を２個設けたとしてもその用地が必要となり，ましてや船溜を設置すればさらに大きな用地が要る。その視点で見ると図１に見るように，南禅寺船溜から鴨川へ直進すると，線路や流速緩和装置が寺院や宅地の密集する地域にかかることは必定である。形の線路がその集落を避けて，田畑地域を迂回していったと考えるのが工事遂行上の視点から自然であると考える。結果的に田邊のいうように買上価格と時価にほとんど差がなく，また流速も若干緩和し，夷川閘門１箇所で事足りた。

以上のように琵琶湖疏水建設時における土地買上は比較的容易にすすんだとされるが，それが田畑を中心に買上げていったこと，その結果農耕地の多い分線沿線は灌漑の線路として引かれていくが，本線沿線では鴨東地区の開発計画と絡んでいた疏水計画と，その北上迂回に関する事実を考察することができた。　（小野　芳朗）

註

1）織田直文，玉置伸吾「第一琵琶湖疏水開発における立案要因」『日本建築学会計画系論文報告集』426，101 ～ 110 頁，1991 年。
2）織田直文，玉置伸吾「第一琵琶湖疏水開発における認可要因」『日本建築学会計画系論文報告集』439，81 ～ 89 頁，1992 年。
3）織田直文，玉置伸吾「第一琵琶湖疏水開発における調整要因」『日本建築学会計画系論文報告集』451，117 ～ 186 頁，1993 年。
4）塵海研究会編『北垣国道日記』塵海，思文閣出版，2010 年。原典は京都府立総合資料館蔵。
5）京都市参事会『琵琶湖疏水要誌』1890 年。
6）京都市電気局『琵琶湖疏水及水力使用事業』1940 年。
7）前掲註５文献，別冊附録，疏水回顧座談会速記録，1939 年。
8）小林丈広『明治維新と京都』臨川書店，1999 年。
9）小野芳朗他「琵琶湖疏水建設に関わる鴨東線路と土地取得の実態」『日本建築学会計画系論文集』676, 1513 ～ 1520 頁，2012 年。
10）高久嶺之介「琵琶湖疏水をめぐる政治動向再論（上）」『社会科学』64，97 ～ 134 頁，2000 年。高久嶺之介「琵琶湖疏水をめぐる政治動向再論（下）」，『社会科学』66，41 ～ 87 頁，2001 年。
11）京都府臨時市部会決議議事録，明治 22 年（1889）９月 10 日の北垣府知事の発言。
12）前掲註４文献「塵海」明治 22 年漫録に「新市街ノ区画ノ如キハ先ツ其要路区画ヲ確定シ順次要路ヨリ着手スヘシ」とあるように鴨東を特定したものではなく京都市全体についての一般論で具体的路線には言及していない。
13）小林丈広「都市名望家の形成とその条件 - 市制特例期京都の政治構造」『ヒストリア』145，200 ～ 226 頁，1994 年。高久もこの論文を引用して論じている。
14）京都市『京都市政史』第１巻，31 頁，小林丈広執筆分，2009 年。
15）前掲註 14 文献，99 頁，秋元せき執筆分。
16）明治 22 年京都市測量図，大日本帝国陸地測量部。
17）京都市電気局『琵琶湖疏水及水力使用事業』昭和 14 年，1939 年。
18）京都市水道局『琵琶湖疏水の 100 年＜叙述編＞』1990 年。165 頁にはこの記述を意訳し，「将来，都市計画によって整備する計画があるので，いまここで斜めの運河は好ましくない」と書き，「疏水の開通を機に市街地として開発する構想を描いていた」とする。
19）日出新聞，明治 21 年（1888）６月 11 日。京都府総合資料館編『京都府市町村合併史』532 頁，1968 年。
20）京都府市部会において道路幅を縮小する意見に対し，北垣府知事は幅員を広くとるのは，電話，上下水道を敷設することも考えられるからだと答えている。
21）前掲註 17 文献。市街劃定ノ儀ニ付伺，明治二十二年三月立案。
22）前掲註 21 文献，640 頁。水力配置方法報告書。
23）田邊朔郎『渡米日記』明治 21 年～明治 22 年。
24）京都府臨時市部会　明治 22 年９月 10 日　番外属　多田の答弁。

25）前掲註 17 文献，206 頁。
26）前掲註 17 文献，75 頁。
27）前掲註 17 文献，別冊　疏水回顧座談会速記録。
28）田邊朔郎『京都都市計畫』第一編　琵琶湖疏水誌，丸善，1920 年。
29）前掲註 17 文献，47 頁。
30）前掲註 18 文献，表 1-11。
31）前掲註 17 文献，211 頁
32）前掲註 5 文献，明治 23 年 4 月 1 日，375 頁。
33）前掲註 5 文献，374 頁。
34）前掲註 5 文献，137 頁。
35）前掲註 28 文献，27 頁。
36）明治 19 年（1886）から 20 年（1887）にかけて徴収された協議費は，地価割，戸数割（表屋持家，裏屋，借家，同居），営業割（売上別）で 21 年（1888）には上記に加えて売薬業，料理屋，待合茶屋，芝居茶屋，遊船宿，湯屋，理髪，貸座敷，遊技場，寄席などからも特別に徴収した。前掲註 17, 416 頁。
37）土地買上以外の工費節減措置の最大のものは材料費。木材，石材は国産，煉瓦は外注による高騰を避けるため御陵村に工場を作り 1400 万本を自給した。セメントは国産の品質が悪く英国製を輸入したが，節約のため「石と石の間を中切」する結果として丁寧な工法をとった。人件費圧縮のため囚人を山科に監獄出張所を置き使役したが，労働の質の悪さと治安不安のため中止された。前掲註 28，65 頁，前掲註 17，15 頁。
38）南禅寺水路閣は亀山天皇陵を貫くトンネルへの宮内省のクレームに対し境内を水道橋で通したもので，小原益知により設計された。その工費 14,627 円は総工費の 1 %強で高価についたとされるが，第一隧道（長等山トンネル）は 1 m 当り 179 円，水路閣は 157 円でトンネルとほぼ同等か安い工費であった。前掲註 28，45 頁。前掲註 18，199 頁。
39）京都市 : 琵琶湖疏水分線路第四隧道南口ヨリ字香宮山及ヒ南禅寺官山南禅寺境内南禅寺町字寺之内，琵琶湖疏水分線路上京区鹿ヶ谷字若王寺官林ヨリ同字山田迄及南禅寺町字北之坊浄土寺町字山之下平面実測図，琵琶湖疏水分線路白川村字久保田ヨリ田中村字北高原迄平面実測図，琵琶湖疏水分線路白川村字久保田ヨリ田中村字北高原迄平面実測図，琵琶湖疏水分線路修学院村大字一乗寺ヨリ田中村嵯峨屋地迄平面実測図，琵琶湖疏水分線路松ヶ崎村字小竹藪ヨリ下鴨村字北溝迄平面図，琵琶湖疏水分線路下鴨村小字猪尻及鴨川鞍馬口村ヲ経テ上賀茂村大字小山小字総柏迄平面実測図，琵琶湖疏水分線路上賀茂村大字小山ヨリ大宮村字宮之俊迄平面実測図，琵琶湖疏水本線路第三隧道西口ヨリ南禅寺舟溜迄平面実測図，琵琶湖疏水本線路南禅寺舟溜ヨリ二条通迄平面実測図，琵琶湖疏水本線路二条通ヨリ鴨川東岸迄平面実測図，1891 年 5 月調製
40）疏水用地台帳，明治 23 年，京都府総合資料館文書，明 23 ～ 57，58，59。
41）前掲註 17 文献，140 頁。
42）岡山大学大学院環境学研究科大久保賢治博士（水理学）の試算。河床勾配，粗度係数，流量は仮定であるが，直線線路と曲折線路の差を比較した結果，マニングの平均流速公式により同条件ならば，北向線路で一旦流速は約 3 割減少する。また単純に Navie-Stokes 式を定常状態とした簡略形で流速＝流量／断面積とすれば，船溜設置により断面積は極大になるため，流速は僅少となる。

第３節　琵琶湖疏水と産業の展開

琵琶湖疏水は完成後様々な用途に使用され，これら用途のうち産業の展開に深く関係したのが水力，運輸，電力であった。疏水沿線におけるこの３種の使用状況と産業の展開，さらにその中で岡崎はどのような位置づけであったのかをみていく。

どのような産業が展開していたのかを知るため明治 37 年（1904），明治 44 年（1911），大正８年（1919），昭和４年（1929），昭和 10 年（1935），昭和 16 年（1941）調査の『全国工場通覧』（大正 10 = 1921 年まで農商務省商工局工務課編纂，昭和６ = 1931 年以降商工省編纂）を使用した。ここには全国に存在する一定規模以上の製造場の名前，所在地，所有者名，創業年，製造品目，使用動力，職工数が記載されている。掲載基準職工数は明治 37 年，大正８年調査のものが 10 人以上，その他は５人以上，また大正８年調査版までは使用動力種別が記載されているが，それ以降は動力の記載は無くなった。

琵琶湖疏水の使用状況は『琵琶湖疏水及水力使用事業』（京都市電気局庶務課），明治 38 年（1905）３月 31 日調査『京都市水利事業一覧表』（京都市水利事務所）により確認した。

１. 琵琶湖疏水沿線の疏水利用

（１）　水力

水力は明治 24 年（1891）に使用が開始され，分水口は当初，第四隧道北，光雲寺裏，第六隧道南口，鴨東船溜，第六隧道北口，小川筋に設けられたがその後随時増設された。水力は主に精米に使用されていたが明治 20 年代中ごろからは精米水車場に撚糸，艶出し，圧延，鍛冶などの工業利用が持ち込まれるようになり精米と工業の兼業が進んだ。明治から大正にかけては石炭より安価なため水力は工業用動力の花形になり，製粉，伸銅，紡績，染色加工等の原動力に使用されたが，精米以外の用途は徐々に電力使用に移行した。

水力の使用状況は，使用開始初年には精米，撚糸，針金製造，電線製造用に２戸が使用している。使用者は翌年から増加を続け，明治 25 年（1892）には８戸，明治 26 年（1893）には 11 戸，明治 31 年（1898）には 20 戸が使用している。当初の用途に加え，機械製造，製綿，糸組物，絵具製造，陶器原料製造，箔打，防火用水等の用途も新たに加わっていった。また，明治 31 年における１か月の平均製品製造金額では綿糸紡績が最も多く，伸銅，真鍮針金製造，銅線製造と続き，主な用途であった精米の金額は５番目に落ちている。明治 38 年には水力使用者 24 戸のうち 18 戸が精米に使用し，水力使用場所別にみると，夷川船溜，仁王門閘門，蹴上船溜，渓流橋際の岡崎内で９戸，松原閘門から２戸，五条閘門から２戸，正面閘門から２戸，深草村福稲１戸，伏見船溜から２戸，疏水分線上から６戸となっている[1)]。

水力は原動力として以外にも絹糸紡績の原料精錬，汽缶用水，染色加工や友禅洗浄，布さらし，大正から昭和初めにかけてはレコード制作，家畜飼育，でんぷん加工にも利用され，昭和７年（1932）には 26 戸が工業利用を，昭和 16 年には 13 戸が工業利用，５戸が精米利用をおこなっていた。

琵琶湖疏水の水は田畑の灌漑にも利用されていた。鴨川運河の九条通以南，福稲柿本町から深草北新町間には 30 か所の田養水引水口があり，第 11 号引水口（深草稲荷鳥居前町京阪橋上流），第 16 号引水口（深草綿森町綿森橋下流），第 23 号引水口（深草極楽町極楽橋下流），第 30 号引水口（深草北新町高田橋下流）では野菜洗浄用に深草町農会が使用したのち田養水路に放流，また第 25 号引水口（深草直違橋２丁目下極楽寺橋下流），第 27 号引水口（深草南１丁目七瀬川上流）では工業用に使用されたのち下流の田養水として放流され，その他の引水口では疏水と東高瀬川の間の田畑の灌漑に使用され，東高瀬川に放流された後さらに東高瀬川より西側の田畑の灌漑にも利用されていた[2)]。

『全国工場通覧』によると水車動力は，明治 37 年（1904）には南禅寺町の糸組物工場１戸で，明

治 44 年（1911）には聖護院蓮華蔵町の起毛，伸銅，機械製造工場等４戸，仁王門下孫橋町の織物工場１戸，南禅寺町の陶磁器絵具製造所１戸，伏見町の伸銅工場１戸，電線製造工場１戸，精米所４戸で，堀内村の銅精錬工場１戸で使用されているが，大正８年（1919）には福稲西河原町の製糸場１戸，伏見町の電線製造工場１戸，錫鉛紙工場１戸，酒造場２戸で使用されるにとどまっている。

（２）　運輸

疏水運河の使用は明治 24 年（1891）６月より通船が許可，明治 28 年（1895）からは岡崎から伏見までの鴨川運河の使用も開始された。運河使用には貨物を運ぶ運輸船と旅客輸送，遊覧を目的とした渡航船があった。明治 24 年には運輸船 589 船，渡航船は 814 船，乗客数 6713 人だったが明治 25 年（1892）には運輸船 4176 船，渡航船 8023 船，乗客数 63406 人と急増し，明治 26 年（1893）には運輸船 7217 船，渡航船 12540 船，乗客数 108370 人，明治 31 年（1898）には運輸船 11718 船，渡航船 20228 船，乗客数 166197 人だった[3)]。

遊船では春の花見の時期に年間乗客数の約半分が集中し，明治 28 年の第４回内国勧業博覧会開催時には平年の約２倍の乗客が遊船を利用，大手の遊船会社も現れた。しかし大正に入ると京津電車や京阪電車の開業により乗客数は急激に減少した。

荷揚げや停泊のための船溜は，山科に４か所，蹴上，南禅寺，夷川，五条，稲荷，墨染に各１か所設けられ，鴨川疏水落合から五条までの間には船溜も荷揚場も無かったことから追加工事により大和大路三条下大橋町他１町地内で三条通から車道の間に荷揚場が新たに設置された。

運輸船は，大津から主に建設資材や重量物（野洲の砂，愛知川・安曇川の砂利，湖西のれんがなど）米を運搬し，明治 25 年ごろには仁王門通疏水南側には約 20 戸の運送業者が存在していた[4)]。京都からは麦，雑貨，醤油などが運ばれたがその量は大津からの移入より少なかった。運輸船の輸送量は大正末期まで増加し続けたが，陸上交通の発達により運輸船数は昭和初期には大正期の半分に落ち込み昭和 26 年（1951）に運輸は終焉をむかえた。

（３）　電力

電力は明治 24 年に発電容量 315 馬力で使用が開始された。当時は電力の効用が一般には理解されていなかったが明治 26 年には第１次拡張，明治 28 年以後は大口需要も重なり使用電力は一挙に 1000 馬力を超え，明治 31 年には電力不足に陥るほど使用希望者は増加した。

電力は主に工業用に利用され，明治 24 年には時計製造とインクライン用に２者が利用，明治 25 年には５戸，明治 26 年には９戸，明治 27 年（1894）には撚糸，鍛冶，伸銅，製油，揚水等が加わり 16 戸，明治 31 年には印刷，機械製造，製瓦，製箔，製漆等が加わり 67 戸が利用するに至った。また，明治 31 年の営業種別の原動馬力容量は電燈が最も多いが，工業用では綿糸紡績が 335 馬力と最も多く，西陣ネル製造と巻煙草製造，絹糸紡績がそれに次いだ。明治 38 年（1905）には電力使用者 93 戸のうち 11 戸が精米に，22 戸が撚糸，捺染，織物等に，17 戸は製銅，真鍮延金，機械製造等に使用し，他には製麺，ラムネ製造，ビスケット製造，揚水，印刷，製油等に使用されている。

その後，『全国工場通覧』によると明治 37 年には撚糸，製銅，製針に使用，明治 44 年にも撚糸，製銅，機械製造の他，陶器製造や酒造場でも電力が使用され始めているが，その約半分の工場が岡崎に集中している。大正８年にはさらに使用割合が増え，特に醸造場や酒用米の精米，陶器製造に大きく電力使用が広がり，その工場分布に偏りはなくなっている。

（４）　琵琶湖疏水沿線での産業の展開

琵琶湖疏水とその後の鴨川運河の完成後，岡崎から伏見までの疏水沿線には酒造や窯業等の既存産業に加え，撚糸や伸銅等の工業が新たに登場した。

明治 37 年（1904）から昭和 16 年（1941）までの『全国工場通覧』では，岡崎から伏見までの間で伏見町に最も多くの工場が見られ，それに岡崎が次ぐ。伏見町では明治 37 年には２戸の工場が掲載されているのみだったが，明治 44 年には 113 戸に急増し，その後も増減はあるものの 100 戸以上の工場が掲載されている。業種では酒造場が最も多く全工場数の３分の１から２分の１を占め，ピークは昭和 10 年（1935）の 60 戸であり，他にも酒造関連工場の精米所と酒樽製造所，製材

所等が多くみられる。その他には明治44年(1911)から昭和10年（1935）にかけては碾茶や玉露を製造する製茶場も10戸以上みられる。工業製品を製造する工場には紡績工場や機械器具製造，鋳造場があり，その数は明治44年に28戸だったがその後減少し，昭和16年（1941）には再び増加し40戸であった。数は少ないがその他の産業として印刷業や瓦製造業もみられた。

三条通から五条通の間は琵琶湖疏水完成後は金属品製造場が２，３戸存在するものの工業の展開はあまり見られず，饅頭などの和菓子や洋菓子製造場が常に５戸程度あるのみである。五条通から七条通の間は，五条橋東で伝統産業の清水焼窯元が存在し，日用品や美術品，瓦の他にも耐熱用陶磁器，電気用陶磁器を製造している。窯元の数は大正９年（1920）まで増加し15戸に，その後減少したが昭和16年には20戸に数を回復している。これらの窯元も明治44年には電力使用は確認できないが大正８年（1919）からは15戸中８戸が電力を使用するにいたっている。その他には明治44年以後，金属や機械製品製造工場が10戸程度ずつ確認できる。七条通から九条通の間も目立って産業が進展することはなかったが，昭和４年（1929）から昭和10年にかけては伸銅や銅器製造工場が見られる。また深草では製茶場が多く存在した。しかし明治44年の41戸をピークにその後は減少し昭和16年には４戸になっている。製茶場とは逆に紡績工場や染色工場が大正９年から増加を始め昭和16年には13戸確認できる。

２.岡崎における産業の展開

岡崎では疏水建設以後，撚糸業や伸銅業をはじめ活発な産業の展開が進み，数多くの工場が創業し，その中には後に京都を代表する企業に成長するものも現れた。『京都府勧業統計』，『全国工場通覧』によると，岡崎で展開した産業のうち特に多かったものは，紡績，撚糸，製綿，染色などの繊維関連産業と，機械製造，金属製造，伸銅などの機械関連産業である。他にも菓子製造，酒造などの食品関連産業や粟田焼，七宝焼，印刷製本業，製材業などの多種の産業が存在した。これらの産業には業種ごとに分布の特徴がみられる。分布の特徴は，夷川船溜周辺丸太町通から二条通，二条通から三条通，円勝寺町，三条通沿い白川以東，三条通沿い白川以西の５地域に分けられる。

繊維関連産業

琵琶湖疏水完成前から岡崎近辺には京都織物株式会社，第一絹糸紡績株式会社，藤井紡績所，平安起毛工場などの工場が既に存在し，白川沿いには友仙制作やモスリン加工をおこなう工場もあった[5]が，琵琶湖疏水完成後に撚糸や染色をおこなう工場が徐々に増え始める。『全国工場通覧』によると，明治37年（1904）以降，夷川船溜周辺の丸太町通から二条通の間に他の地域より多くの繊維関連工場が存在していたことがわかる。この地域は疏水水力と電力が送電開始時から使用可能だったため，これらの工場は水力や電力を使用していることが多い。この地域では明治44年には他地域との工場数の差が最大になっているが，工場数はこの年を境に減少している。他の地域にも繊維関連工場は存在するが，その数は各地域とも４戸以下と少ない（図５）。

『全国工場通覧』により職工数の確認できる大正８年までの繊維関連工場の職工数は20人以下のものが多い。一方で100人以上の職工を雇う工場も存在し，規模は二極化している。職工100人以上の工場には，鐘淵紡績株式会社，絹糸紡績株式会社，野村撚糸工場，東洋ラミー織布株式会社などがあり，創業が京都ではない全国展開する企業の支店工場も交じっている。

琵琶湖疏水の本格的利用が始まった明治24年（1891）以降，琵琶湖疏水の水力が撚糸等に使われ始める。この時おこなわれたのは水車精米や製粉との兼業で，撚糸の他にも製綿等がおこなわれている[6]。一方，電力を使用する工場は，電力

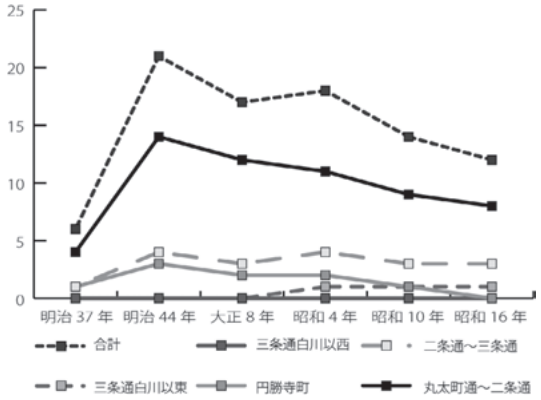

図５　場所別繊維関連工場数の変化

の効用が広く知れわたる以前の明治 25 年（1892）から１か所あるが，次に続く平安紡績株式会社や第一絹絲紡績株式会社などが電力使用を開始するのは明治 29 年（1896）以降であった[7]。その後，明治 38 年（1905）には動力としての水力利用は見られず電力使用に移行していった[8]。

多くの工場は夷川船溜周辺に位置していたが，この範囲外で特徴的なものに仁王門通疏水南側の円勝寺町がある。この場所には明治 28 年（1895）９月，最初の工場である平安紡績株式会社が設立された。その後 15 年間に工場の持ち主は５回変わり，明治 43 年（1910）に日清紡績京都工場となった。当時敷地内には工場の他，機関室，倉庫，寄宿舎等が合計 39 棟建っていた。しかし，敷地面積が狭く拡張が困難であること，周辺に平安神宮や円山公園という遊覧地があるため生産工場の立地条件として疑問視する声や遊覧地の雰囲気が従業員の勤労意欲に影響を及ぼすという問題を抱えていた。そのため昭和３年（1928）に工場は廃止され，跡地は学校用地として売却され，現在も学校として使用されている[9]。

機械関連産業

『全国工場通覧』によると，琵琶湖疏水完成以前から存在する工場は６戸あり，設立時期は明治以前のものが３戸，明治 10 年代が３戸である。明治以前から存在するものは既に市街化の進んでいた仁王門通以南と三条通沿い白川以東にあり，明治 10 年代にできた３戸はいずれも丸太町通から二条通の間に位置する。本格的に機械関連工場が増加を始めるのは明治 25 年以降で，繊維関連産業に比べて少し遅い。

『全国工場通覧』掲載の工場数は繊維関連産業より多く，岡崎全体での工場数は昭和 16 年（1941）まで増加を続け，特に昭和４年（1929）以降の増加が著しい。明治 44 年（1911）以降減少を続けた繊維関連産業とは異なる動きである。場所別にみると，繊維関連産業と同様に夷川船溜周辺に最も多く，昭和 10 年（1935）まで増加し続けている。一方，２番目に工場数の多い二条通から三条通の間では明治 44 年を境に工場数は減少に転じている。その他の地域でも機械関連工場は存在したが，いづれも工場数は３戸以下と少ない（図６）。

これら工場の規模を職工数でみると，『全国工場通覧』により職工数の確認できる大正８年

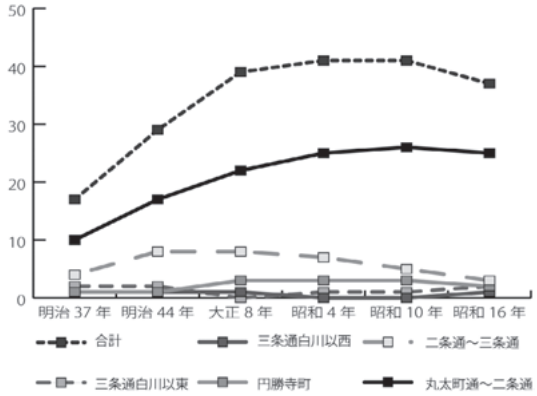

図６　場所別機械関連工場数の変化

（1919）までは，職工数 20 人以下の工場が明治 37 年（1904）には３割，明治 44 年には８割，大正８年には７割を占め，職工 50 人を超える規模の工場は明治 44 年に１戸確認できるのみである。

琵琶湖疏水完成後，明治 24 年（1891）から明治 31 年（1898）までの水力と電力の使用状況は，水力を使用している工場が明治 25 年から２戸あり，これらは精米水車との兼業であった。また電力に関しては明治 24 年の電力供給開始当初から順次利用され始め，明治 31 年までに製銅や機械製造工場５戸で使用されていた[10]。明治 38 年になると水力使用より電力使用が主流となっていた[11]。

また，京都市内の岡崎以外の地や京都以外の地で創業し，その後岡崎に転入する工場も見られた。その代表的なものとして奥村電機商会がある。明治 18 年（1985）に大阪で創業，明治 28 年に岡崎は疏水渓流橋の南東に工場を移転した。工場操業時から電力を使用し，大正６年（1917）には工場敷地 6000 坪，建物面積 3800 坪，職工 1300 人を雇うほどの規模を誇っていたが[12]，同年吉祥院に移転し，跡地が京都パラダイスという遊園施設になった。この施設内には「大漠布」や「飛行塔」があり映画上映や歌劇もおこなわれていた。しかし大正 14 年（1925）に京都パラダイスは売却され，大正 15 年（1926）には高級分譲住宅として分譲が開始された。

食品関連産業

明治には既に精米に水車が用いられるようになっていたが，夏季には河川の水量不足による休業が多く，年間稼働日数は 100 日程度であった。明治 10 年代には市内で消費する量の半分程度しか精米できておらず，残りは大津からの移入

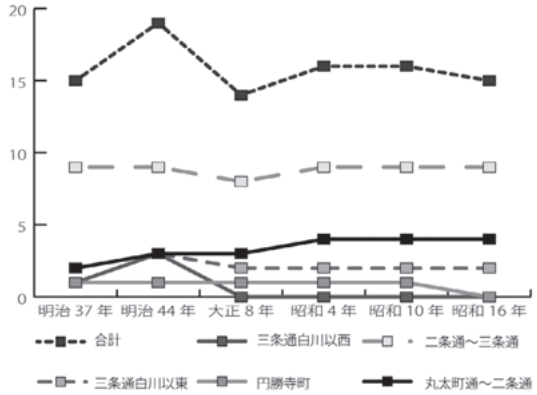

図７　場所別食品関連工場数の変化

に頼っていた。そのため琵琶湖疏水の「起工趣意書」には精米能力を高めることも目的の一つとして書かれている[13]。琵琶湖疏水完成後は夷川船溜，蹴上船溜周辺には疏水水力を動力に精米を目的とした水車場が数多く設置された。水車場では臼が並び，それらは賃貸しされ，持ち込まれた米が精米され，明治 25 年（1892）ごろには疏水周辺は米の一大集散地となるほどであった[14]。琵琶湖疏水の水力使用が開始された明治 24 年（1891）以後，水力を使用した精米所は増え続け，明治 38 年（1905）には夷川船溜，蹴上船溜，仁王門閘門，渓流橋際から引水する水力使用９戸のうち６戸が精米をおこなっている[15]。しかし市内では明治 36 年（1903）に９戸，明治 44 年（1911）に 39 戸が店頭に電力精米器を置くようになり[16]，徐々に電力精米が主流となっていった。

精米以外には菓子製造と酒造場が多く存在していた。『全国工場通覧』によると琵琶湖疏水完成以前からある食品関連工場は，菓子工場が１戸，酒造場が３戸であるが，これらはいずれも二条通から三条通の間に位置している。明治 37 年（1904）以後常に二条通から三条通の間に最も多くの工場が存在し，数は大正８年（1919）に１戸減少するもののそれ以外は横ばいである。大正後期になると菓子製造，酒造以外にも製氷，製麺，醤油醸造，パン製造工場が営業を始めた。その他の地域にも食品関連工場は存在したが，いずれも数は４戸以下と少ない。円勝寺町には大正９年（1920）には職工 10 人で電力 205 馬力を使用し，近代工業として製氷をおこなっていた龍紋氷室があった。

『全国工場通覧』では明治 37 年に酒造場は食品関連工場の半分を占めていた。その要因として，東海道の終着点に近く旅館が多く存在していたため酒の需要が多かったこと，良質の酒醸造米産地である東江州から輸送の便が良かったこと，この辺りから良質の地下水が出ることなどがあり，明治 16 年（1883）頃には粟田学区に８戸，有済学区に５戸の酒蔵が存在していた[17]。しかし明治 44 年には食品関連工場の３分の１，大正８年には４分の１程度に減少した。減少の原因の１つとして，酒造業者が府知事宛に「酒造取締の請願書」を何度も送っていることからもわかるように当時は安価な密造酒が出回ることが多く，正業社の営業が困難であったことが考えられる[18]。

『全国工場通覧』掲載の食品関連産業の職工数は５人程度の小規模のものが多く，明治 38 年時点で精米以外で動力として水力や電力を使用するのは，製氷用の工業用水と電力を使用した龍紋氷室と電力を使用した山城製油である[19]。

粟田焼，七宝焼

粟田焼と七宝焼は三条通沿いを中心に展開した。『粟田校沿革史』によると，粟田焼は江戸時代初期に三文字屋九右衛門が粟田山山頂付近の土で茶器製造を始めたのが始まりで，陶工は三条通粟田口から蹴上に集まり，清水焼とならぶ京都を代表する陶器だった。粟田焼の繁栄は青蓮院の庇護によるところが大きかったが，東京遷都後は不況に見舞われたため錦光山宗兵衛が輸出に尽力し大量生産を行う窯が増えた。一方，七宝焼は明治 11 年（1878）に青蓮院の寺侍だった並河靖之が独立して七宝焼の制作を始め，数年で 50 人近い職人を抱えるまでに成長した。彼の七宝は海外でも好評を得，七宝ブームが起き，明治 17 年（1884）頃には三条大橋から白川の間に 20 戸以上の七宝製作所が立ち並ぶほどだったが，明治末期には共倒れになった。

『全国工場通覧』によると粟田焼の窯元は明治 37 年には三条白川橋東に 15 戸，明治 44 年には 11 戸，大正８年には６戸，昭和 16 年には１戸に減少している。七宝焼に関しては掲載されているのは三条白川橋北裏堀池町の並河靖之七宝工場のみである。この工場は並河靖之の工房兼自宅で，多い時には約 50 人の職人をかかえていた。敷地内には疏水の水を利用した庭があり，同時にその水は七宝製造最後の工程の研磨にも利用されていた。

以上のように疏水沿線で様々に疏水が利用され各種の産業が進展したが，工業が進展したのは岡崎と伏見だった。岡崎では夷川船溜周辺を中心に疏水水力を利用した精米，伸銅等の産業が立地し，その後は繊維，機械関連工業が集積した。しかし規模拡張が困難なため転出する工場が相次いだ。一方，二条通から三条通の間では菓子製造，酒造，粟田焼や七宝焼という伝統産業が多数立地し，近代的工業地になることはなかった。岡崎は明治から昭和初期において，京都経済復興と現在にまでつながる工業の基盤となった新産業が次々と生まれ，まさに工業化の腑卵機のような場所だった。（佐藤　有華）

註

１）『京都市水利事業一覧表』明治38年(1905) 3月31日調査(京都市水利事務所)。
２）京都新聞社編『琵琶湖疏水の100年〈叙述編〉』京都市水道局，1990年。
３）京都市電気局庶務課『琵琶湖疏水及水力使用事業』799頁～800頁，1940年。
４）前掲註２文献，254頁。
５）京都府立総合資料館編『京都府百年の資料・商工篇年表』1972年。
６）前掲註３文献，802頁。
７）前掲註３文献，791頁～793頁。
８）前掲註１文献。
９）日清紡績株式会社編『日清紡績六十年史』1969年。
10）前掲註３文献，802頁，803頁，790頁～795頁。
11）前掲註１文献。
12）京都商工会議所観光産業特別委員会『琵琶湖疏水と京都の産業・企業』2010年，91頁。
13）前掲註２文献。
14）前掲註２文献。
15）前掲註１文献。
16）前掲註２文献。
17）粟田教育後援会『粟田沿革史　京都市立粟田小学校創立百周年記念』，1969年。
18）前掲註17文献。
19）前掲註12文献，159頁。

第４節　白川・琵琶湖疏水沿線の土地利用

１.琵琶湖疏水開発前の白川の水利用

本稿では，前節までの内容をふまえ，白川・琵琶湖疏水の水利用と都市空間形成に焦点を当て記述する。

「岡崎」という地名は，神楽岡（吉田山）の崎に位置することに由来し，岡崎の地形的特徴を端的に表している。比叡山を水源とする白川は，吉田山に流路を遮られて南流し，東山山麓を深く浸食しつつ鴨川に流れ出て，北東から南西へと緩やかに傾く扇状地を形成する。東山山麓の中でも比較的広い平坦地は，白川や地下を流れる豊富な伏流水によって満々と水を湛え，時代を通底して岡崎の土地利用の源となる。

白川によって形成された扇状地形には，弥生から古墳時代の集落遺跡である「岡崎遺跡」が位置し，水が得やすい環境は有史以前からの好適な居住地であったことを物語っている。平安時代後期，鴨川を挟んで平安京の近郊に位置する岡崎には，平安京の条坊を延長し，雛壇状に地形を造成して六勝寺の巨大寺院群ならびに白河市街地が形成された。法勝寺は広大な園池を有していたが，これは白川が形成した扇状地の地質と水によって誘発された土地利用といえる。

文治元年（1185）の大地震をはじめ，度重なる倒壊や火災と応仁の乱後，六勝寺は廃絶し，その跡地は岡崎村をはじめとする都市近郊農村と化した。しかし，原地形改変を伴い形成された条坊制の街路構造はその痕跡を根強く残し，地形同様，その後の土地利用の前提条件として作用する。「元禄十四年實測大絵」（元禄 14 ＝ 1701 年）をみると，白川は三条通り北側を東西に流れ鴨川に流入し，岡崎村・聖護院村の畑地，灌漑用水として利用されており，農地の畦道や用水路は条坊地割と見事に対応していることがわかる。また，発掘調査によって白河市街地の主要街路の側溝が遺構として検出されており，六勝寺衰退後もその溝を踏襲した水路ネットワークが形成されたと考えられ，条坊制の街路と宅地割が残存し，都市的土地利用から農地利用へと転換する下地となったといえよう。

宝永の大火（宝永５＝ 1708 年）で被災した町・寺社が集団移転し（二条以南―孫橋通付近），享保年間（1716 ～ 1734 年）に二条以北の新先斗町，大文字町，新池洲町，難波町，中川町，杉本町に二条新地遊郭が形成された。「天明六年京都洛中洛外絵図」（天明６＝ 1786 年）には，川東二条には白川の河川流路がつけ変えられた後，背割り排水路が形成されていたことがわかる。その後，京都が政治都市化した幕末には，岡崎の大規模空地に多数の藩邸が建設され，聖護院村や岡崎村に広がっていた畑地に多くの藩邸が建ち並んだ。明治維新を迎え，藩邸跡地は再び畑地化し，明治政府の上知令によって東山山麓の南禅寺では多くの寺院境内が取り上げられ，岡崎に多くの空閑地が生じた。

２.琵琶湖疏水の水利用と都市形成

明治初頭，一面畑地が広がっていた岡崎であるが，琵琶湖疏水開発によって白川と琵琶湖疏水が織りなす水脈が誕生し京都の近代化を体現する都市へと変貌をとげた。疏水本線である鴨東運河は，扇状地の微地形と既存市街地を縫う様に，仁王門通・冷泉通に沿って２ヶ所で直角に曲折して夷川から鴨川まで西進することで，広大な空閑地に疏水に縁取られた街区と水辺が誕生した。明治 35 年（1902）作成の「京都市實地測量地図」をみると，疏水建設用地として京都市が買収した鴨東運河沿いの未利用地は，「疏水東濱町」，「疏水中濱町」，「疏水西濱町」と記されており，疏水のクランク形状に応じて町立てされていることがわかる。こうした疏水の「人工浜」は，商工業の発展を見込まれて民間に払い下げられ，舟運，水車動力，水力発電，工業用水，庭園用水などに疏水の水が利用され，水辺に多彩な文化と産業が溢れ

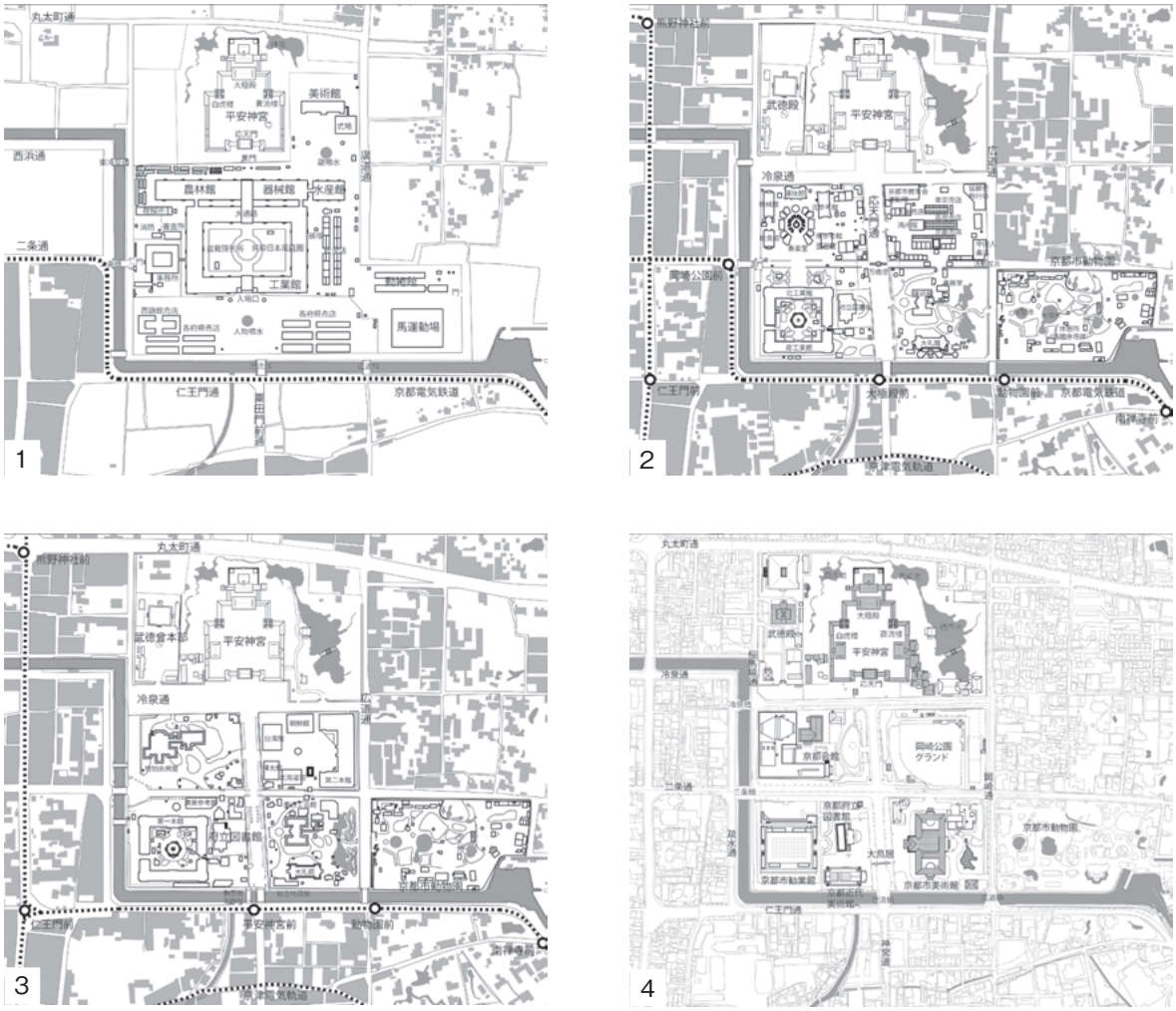

図８　岡崎公園の変遷図
１　第４回内国勧業博覧会（明治 28=1895 年）　２　大典記念京都博覧会（大正４=1915 年）
３　大礼記念京都大博覧会（昭和３=1928 年）　４　現在の岡崎公園（平成 24=2012 年）

出し，「疏水都市」とも呼べる親水性の高い都市空間が形成されていく。

以下，地区毎に水利用と都市形成の特質について述べる。なお，南禅寺界隈の別邸群形成については第５章第４節で詳述されるため，ここでは白川および鴨東運河沿線を中心に記述する。

（１）岡崎公園周辺

岡崎中心部の空閑地を利用して，明治 28 年（1895）に，平安遷都千百年紀念祭と第４回内国勧業博覧会が同時開催された。疏水に縁取られた博覧会会場では，多くの遊興船が往来するなど，疏水それ自体が広大な水面となって親水空間を形成した。紀念祭を期に創建された平安神宮には疏水から引水した神苑が築かれ，博覧会会場には疏水の水を利用した噴水が設けられた。また，主要パビリオンとして工業館，農林館，器械館，水産館，美術館，動物館が設けられ，機械館の動力源には蹴上発電所の電気が使用された。さらに，内国勧業博覧会の開催に併せて，明治 28 年に京都電気鉄道会社が誕生し，日本最初の市街電車である京都電気鉄道鴨東線（七条停車場―木屋町―博覧会会場―南禅寺船溜）が開業し，京都市内外から多くの観光客が訪れた。

博覧会場跡地は，明治 32 年（1899）には武徳殿が竣工，明治 36 年（1903）には京都市紀念動物園が開園とともに，平安神宮慶天紋から慶流橋までの参道両側約 4.3ha が公園地に編入され，岡崎公園が誕生した。勧業博覧会以降，岡崎公園では，大正４年（1915）の大典記念京都博覧会や昭和３年（1928）の大礼記念京都博覧会など，昭和

３年まで毎年のように博覧会が開催された。

博覧会開催と併せて，岡崎公園には文化施設の建設が相次ぎ岡崎一帯の道路や電車の整備が進む。岡崎公園には，明治40年代には京都府立図書館，京都市立勧業館，大正期には運動場，市公会堂，昭和になると京都市立美術館，国立近代美術館，京都会館と文化施設が集積し，文化センターとしての現在の岡崎公園に至る。大正元年（1912），京津電車の路線が開通し三条通の古川町以西が10間に拡幅，大正２年（1913）には丸太町橋と熊野神社を結ぶ参道が拡幅され，市電丸太町線が熊野神社前まで延長された。昭和６年（1931）には三条通りを拡幅し京津線を移設し，現在の岡崎公園を中心とする都市構造の基盤が整うこととなった。

（２）疏水東濱町

疏水・電力利用工場の進出　岡崎公園南に位置する疏水東濱町は，琵琶湖疏水開発以前，白川を境に，北側は畑，南側には三条通沿いに市街地が形成されていた。琵琶湖疏水開発後，鴨東運河沿線の空地には，原料，製品の輸送，工業用水も豊富なため舟運業者や工場が相次いで進出し，蹴上発電所の電力供給とあいまって機械工業や繊維工業などの大規模工場が建設された。蹴上発電所は，明治24年（1891），京都に日本で初めての事業用水力発電所・第１期蹴上発電所が完成し送電を開始し，蹴上発電所による電気供給は，電燈・電気鉄道等の社会資本や，時計製造，綿糸紡績，黄銅延板，撚糸，真鍮製造等，様々な産業の動力源となった。

疏水濱町には，第４回内国勧業博覧会開催以降，疏水電力を利用するべく平安紡績株式会社，奥村電機商会，龍紋氷室京都工場の３つの大規模工場が建設され，水辺の工業地帯の様相を呈した。

奥村電機商会は，明治18年（1885）に大阪にて奥村猛により創業された電気機器製造会社である。明治28年（1895）に本社を京都に移転して慶流橋南東側に工場を建設，明治29年（1896）から2.43馬力の電力供給を開始し，巻たばこ製造機械の発明や発電機や電動機などの回転電動部門は大きく発展，大正６年（1917）には工場敷地6000坪，建造物3800坪，職員1300人の大工場となった[1)]。

平安紡績工場は，明治29年に京都市内の新町から岡崎円勝寺町へと移転，蹴上発電所より200馬力以上電力使用を開始した。その後，工場は所有者が転々と変わり，明治43年（1910）に日清紡績工場となった[2)]。

龍紋氷室京都工場は，明治10年（1877）に山田啓介によって寺町二条で創業した。創業時は，北海道の天然氷の販売を手がけていたが，製氷用の工業用水に琵琶湖疏水を利用するべく明治33年（1900）に岡崎円勝寺町に移転，明治34年（1901）より機械製氷に着手[3)]，明治38年（1905）時点で電力100馬力と水力１個を機械製氷に使用していたことが記録に残る[4)]。

疏水の水を利用したのは近代工場だけではない。明治以前から市街化されていた二条通から三条通には，粟田焼の窯元の錦光山や七宝焼の並河靖之の工場があった。特に，三条白川橋東の並河靖之七宝工場には，小川治兵衛作手庭の疏水から引水した庭があり七宝研磨用の水に利用されていた。

風致地区指定と工場移転　琵琶湖疏水開発当初は工業地化が奨励されていた鴨東運河沿線であるが，用途地域の住宅地指定および風致地区指定に伴い，疏水東濱町では転出する工場が相次ぎ，工場地帯から岡崎公園を核とする文教地区へと移行していく。大正８年（1919）に都市計画法と市街地建築物法が公布，翌年京都市にも適用され，住居地域，商業地域，工業地域，未指定地域の４種に用途地域が指定され，岡崎一帯では，丸太町通以北と東大路以東が住居地域，東大路通沿い，丸太町通沿い，三条通沿いが商業地域，夷川船溜を中心に，鴨川―東大路，丸太町通―二条通の範囲は未指定地域に指定された（図９）。昭和５年（1930）には都市計画法に基づく風致地区に指定され，京都市の背景をなす山地部分（東山，北山など），鴨川沿岸に加え，岡崎公園，平安神宮，武徳殿，疏水（蹴上―武徳殿西端），白川左岸（一部除く）が第１回風致地区の指定範囲となった（図10）。

大正９年（1920），奥村電機は吉祥院に工場を移転，工場跡地を「京都パラダイス」と称す遊園地を開園した。当時のチラシ（巻末図版28）には，「大瀑布」や「水泳場」などがあり，疏水の水を利用したアミューズメント施設が人気を呈していた。その後，奥村電機の経営悪化に伴い大正14年（1925）に遊園地は閉園，売却され，その

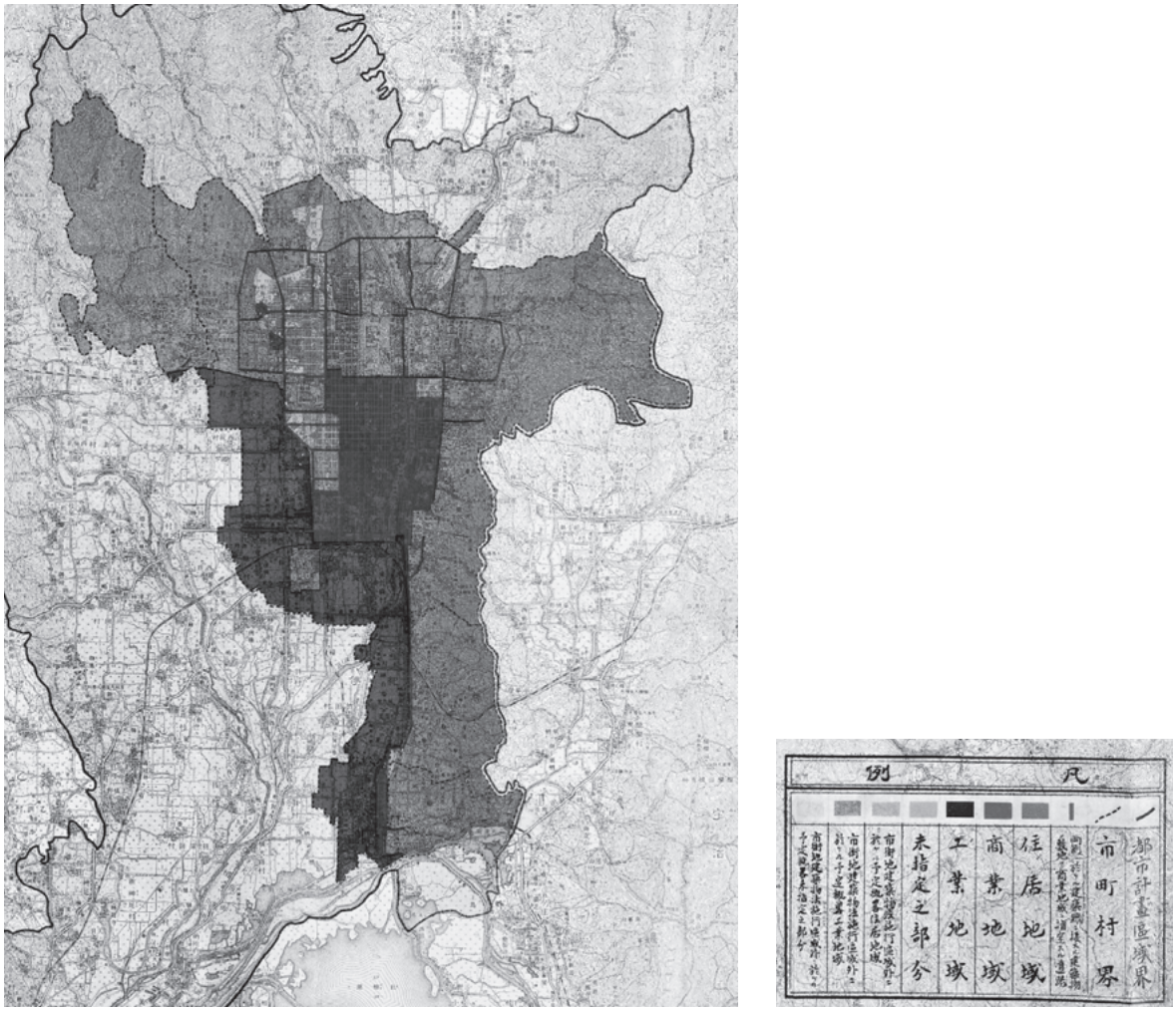

図９　京都都市計画地域指定参考図（大正 15=1926 年）

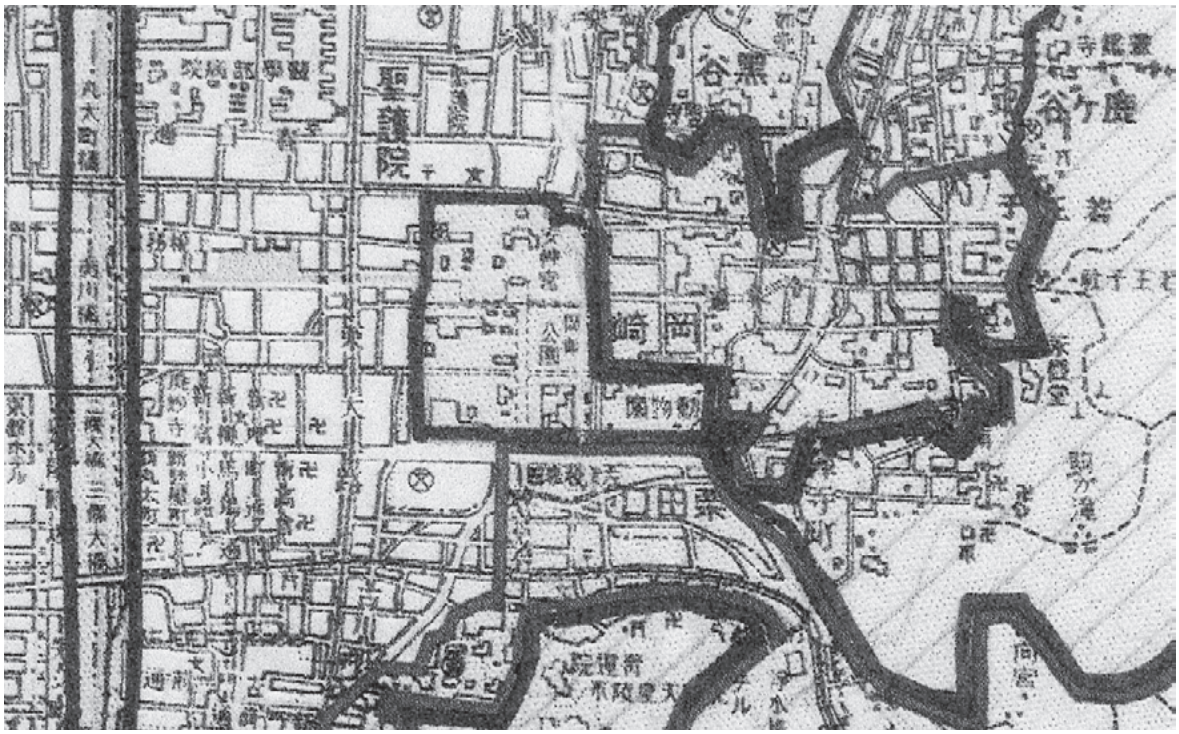

図 10　京都市都市計画風致地區図（昭和 5=1930 年）

跡地は滋賀県五個荘出身の実業家，藤井善助（1873～1943）が経営する日本土商事株式会社が取得し，大正15年（1926）に分譲住宅地として売りに出された。当時の広告には，「従来の風致を害する飛行塔と広告塔を全部撤去しました」と書かれており，風致を売り文句に近代和風の住宅地となった。また，藤井善助は，琵琶湖疏水沿線に自邸を始め土地を所有しており，岡崎公園南側の琵琶湖疏水沿岸に自身の東洋美術コレクションを保存展示するために大正15年に私立美術館である藤井有鄰館を設立している。

日清紡績工場は昭和２年（1927）に都市計画の整理対象となり工場閉鎖が決定し，昭和３年（1928）に京都市長に京都工場廃止の届け出，昭和４年（1929）に家政女学校となる。昭和９年（1934）に文教学園が移転し現在に至る。龍紋氷室京都工場は，昭和４年に買収によって，大日本製氷京都岡崎工場となり，昭和56年（1981）に工場を閉鎖，その跡地にマンションが建設され一階テナントにギャラリーが入った。それから画廊，骨董・古美術店，飲店，土産物店などが集まる平安神宮の参道となる神宮道商店街が形成されていった。

（３）疏水中濱町

疏水運河使用条例の第９条には，

> 運河中定場ハ左ノ場所ニ限ル　但使用者ニシテ特ニ定繋場ノ許可ヲ得タルモノハ本條ノ限リに非ス
> 一、運輸船　京都第一築地　鴨東船溜
> 一、遊船　京都第二築地　第三隧道東口船溜　藤尾村船溜　蹴上ケ船溜　廣道橋東西　鴨東船溜　七條船溜

とあり，船溜は荷揚げ場および船の停泊地として指定され，後に山科に４ヶ所（四宮，諸羽，御陵，日ノ岡）と蹴上，五条，夷川の７ケ所の船溜船運拠点として機能していた。

これら船溜だけでなく鴨東運河の沿線には倉庫や荷揚げ場が設けられ，特に，仁王門通―冷泉通間の疏水中濱町には，舟運関連業者が軒を連ね「浜街道」と呼ばれていた。「大正八年頃の疏水」，「大正八年頃疏水道仁王門二条間」（巻末図版27）は，疏水舟運が最盛期であった大正期の疏水中浜町の様子を描いたものである。疏水を行き交う舟は，下りの舟は舟頭が櫓を操り，大津上りの際は舟に綱をかけ，沿岸の舟曳道を歩いて人力で船を引く様子が描かれる。また疏水中濱町には，「近畿煉瓦」，「柴田木材」，「堀井木炭」，「吉岡石材」，「牧野木炭」，「上田米屋」等，大津から輸送される玄米，薪炭，木材，煉瓦などを取り扱う問屋が軒を連ね，店前の疏水沿いに荷揚げ場を設けていた。さらに，沿道には路面電車と共に荷押車や馬車が行き交うなど，水陸交通を活かした疏水舟運の流通拠点の一つであった様子がうかがえる。

疏水中濱町には，疏水開発と同時期に滋賀県から出店した店が幾つかある。米屋のうえだは，明治33年（1900），左京区岡崎円勝寺町にて上田藤市郎が創業し，米，薪炭，割木の小売販売を営む。開業以前は，滋賀県高島郡マキノ町の地主で，近江平野で作った米を京都に卸していたという。堀井木炭店は，明治29年（1896）に滋賀県高島郡今津町出身の堀井三郎氏が疏水二条南に開業し，疏水舟運の便を活かして湖北薪炭の中継業を開始し，明治40年（1907）には大津市に出張所を置いていた[5)]。

運輸船も昭和になると鉄道やトラックなどの陸上輸送に代替され，昭和23年（1948）に蹴上インクラインが休止，昭和26年（1951）に琵琶湖疏水舟運は役目を終えた。疏水中濱町では，疏水沿線の荷揚げ場は撤去され，舟運関連の店舗も大部分は店を閉め，住宅と商店が混在する地域となっている。

（４）疏水西濱町

琵琶湖疏水開発の目的は，明治16年（1883）の「起工趣意書」が記すように，製造機械，運輸，田畑の灌漑，精米水車，防火，井泉，衛生の７つであった。その内の水車利用は，当初，東山山麓の鹿ヶ谷などに大水車工場の建設を予定していた。しかし，水力発電への方向転換と共に，水車建設地は場所を変え，疏水全体の半数以上の水車が夷川船溜周辺に建設された。夷川船溜周辺は，琵琶湖疏水開発後，精米，製粉，伸銅，金銀箔など，豊富な水と舟運を活かした水車工場が展開し，水車の町として活況を呈した。夷川船溜は，都市に蓄えられた「平地のダム」であり，疏水舟運の係留，荷揚げ場，水車動力，水力発電など，琵琶湖疏水の多目的な水利用を体現する地域となる。

図 11　昭和初期の夷川ダム周辺の水車利用と産業分布

図 12　夷川ダム最後の水車
（昭和 40 年代）

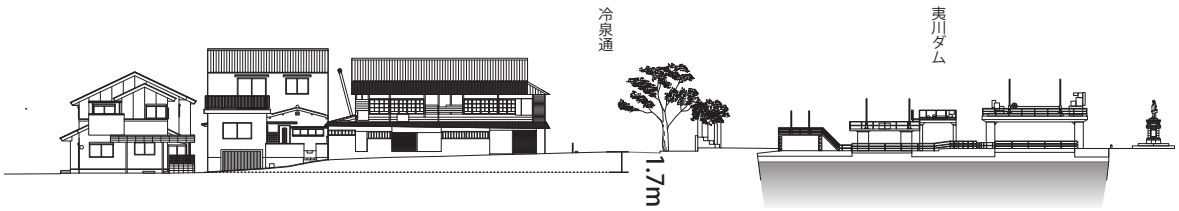

図 13　夷川船溜水車跡南北断面図

夷川船溜の地形造成　当地に水車が集中した要因として，疏水開発時の地形改変の際に生じた夷川閘門と周囲の護岸造成地の落差が水車利用に適していた点があげられよう。夷川ダム南側の冷泉通と旧水車跡までの高低差は約 1.7m にも及ぶ（図 13）。夷川ダム南側の発掘調査によると，この地形の高低差のうち，約 1.5m が琵琶湖疏水掘削土の盛り土であることが分かっている（第１章第３節 図 24 参照）。また，夷川船溜西端の閘門は高さ２間８分（5.1m）で，制水門は高さ７尺（2.1m）におよぶ。第一疏水開発時に，夷川船溜の護岸造成や閘門を設置することで，疏水船運のための流速と水位差を克服すると共に，地形改変によって生じた地形の高低差を利用した水車場が集中して建設された。後の第二疏水開発時には，夷川発電所が造られ，夷川閘門の落差 12 尺を利用して水車動力による発電機を動かしている。

夷川船溜の水車利用　明治 24 年（1891）５月 21 日公布の「京都市有疏水水力使用条例」によって夷川船溜が水力使用可能場所の一つに指定された。明治 24 年から疏水の水車利用が開始されるが，明治 24 年（1891）から明治 31 年（1898）までの水力使用状況（表２）をみると，当初の水車利用は精米が中心で，最初期の精米水車業者は，夷川船溜に水車場を設けた小牧仁兵衛と白川筋二条上ルに水車場を設けた山本熊次郎の２名であった。その後，明治 20 年代までに疏水を利用する精米水車の設置が相次ぐが，特に夷川船溜には物資の荷揚げ場と同時に水車場が集中していたこともあり，疏水舟運によって大津から玄米を運搬，水車場で精米し，京都市中に売買するという流通システムが成立し，米の売買業者が集まって一大流通拠点となった。

「水力使用量減額ニ付歎願書」[6] は，明治 25 年（1892）に水車精米業者が京都市に水力使用量の値下げを求めた歎願したもので，当時の鴨東疏水沿

表２　明治 24 年（1891）から明治 31 年（1898）までの水力使用

使用種類	廿四年末	廿五年末	廿六年末	廿七年末	廿八年末	廿九年末	三十年末	卅一年末	使用者
撚絲，精米，針金製造	16.00	20.10	59.90	59.90	99.00	104.00	104.00	104.00	小牧仁兵衛
精米，雷線製造	9.80	12.90	12.90	12.90	12.90				山本熊次郎
精米		6.30	7.70	7.70	7.70	7.70	7.70	7.70	大塚榮治
製綿及組物		1.80	1.80	1.50	1.80	1.80	2.60		筑葉喜助
精米，石粉炭粉製造，器械製造		8.50	20.00	30.00	30.00	30.00	30.00	30.00	岩佐新兵衛
精米		8.80	9.30	9.30	9.30				松尾喜七
精米		3.80	3.80	3.80	3.80	3.80	3.80	3.80	牧充正
精米		2.00	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00	澤村榮次郎
精米			1.10	2.50	2.00				松村重吉
精米			1.50	1.50					竹村喜八
精米，石粉製造綿製造，繪具製造			11.20	11.80	11.80	11.80	11.80	11.80	梶原伊八
精米，石粉炭粉煙草製造，器械製造				23.40	23.40	29.40	29.40	29.40	岩佐新兵衛
精米				15.60	15.60	15.60	15.60	15.60	佐々木卯三郎
精米製粉ロール				38.60	38.60	21.60	25.40	25.40	飯田儀兵衛
火防用水					3.50	3.50	3.50	4.00	大谷派本願寺
精米，鍛冶電線製造					9.40	31.00	31.00	31.00	津田幸次郎
精米					1.00	1.00	1.00	1.00	澤邊伊之助
精米，製粉					17.00	24.00	24.00	24.00	長谷川熊次郎
組物，精米						12.90	12.90	12.90	小關伊三郎
箔打器械製造						9.30	9.30	9.30	河本喜兵衛
精米						24.40	29.00	29.00	山上伊三郎
綿糸紡績						70.00	70.00	70.00	伏見紡績株式會社
火防用水							1.00	1.00	山縣有朋
火防用水							0.20	0.20	帝國京都博物館
								2.60	奥島元次郎
計	25.80	64.20	131.20	220.50	288.80	403.80	414.20	414.70	

岸水車營業者には以下７名の名前があがっている。

柴山利兵衛
（左京區油小路通三条上ル宗林町）
山本熊次郎
（下京區三条白川橋西入□小路町）
大塚榮次郎
（上京區岡崎町）
谷口文次郎
（上京區二条通リ鴨川東入新車屋町）
岩佐新兵衛
（上京區新丸太町通孫橋上ル）
小牧仁兵衛
（上京區川原町通リ二条上ル下丸屋町）
梶原伊八
（下京區古門前通山ト大路東入三吉町）

初期の水車業者の一人である梶原伊八は，天保７年（1836）生，江州彦根在八坂村出身で代々酒仲買を営む家に生まれ，鴨東地域の古門前通大和大路東二丁目三吉町に屋敷を構え，酒造業を営んでいた[7]。梶原水車は161㎡の敷地に貸水車業を営んでおり，水車夷川船溜南側から取水し，聖護院町字蓮華蔵の35番地・53番地に水車場を設け，夷川閘門より排水していた[8]。この水車の用水路は所有者を転々としながらも継続して使用されており昭和11年（1936）の都市計画図にも同位置に水路が記されている。精米水車として始まった夷川船溜の水車利用であるが，明治31年（1898）までに，撚糸，針金製造，圧延，石粉炭粉製造，製綿製造鍛冶，絵具製造，箔打などの工業利用が持ち込まれるようになった[9]。

安価な原動力として活躍した水車であるが，琵琶湖第二疏水開発の一環として夷川発電所が明治45年（1912）11月に着工し，大正３年（1914）４月に完成すると，普及し始めた水力電気の方が割安となり，水車動力から電力へと移行する工場が相次ぎ，小規模な水車工業から重工業へと転換していった。夷川船溜で水車を用いて精米，製粉，起毛を行っていた三谷卯三郎は，大正５年（1916）に夷川船溜北側に三谷伸銅を創業，蹴上発電所からの電力と，夷川船溜から引水した水車動力を併用する工場建設した（図15）。大正10年（1921）には夷川船溜北側に鐘淵紡績株式会社が工場を創業するなど，大規模工場の進出が相次ぎ，関連する中小工場や工場労働者が暮す長屋や社宅，秋月橋通りには食料品店や雑貨屋などの商店街が形成された（図11）。大正期を頂点に水車産業は衰退の一途をたどり，戦時中の食料統制による精米業の疲弊が追い打ちをかけ，大部分の水車業者は廃業した。

疏水工業地から住宅地への転換　水車利用を原動力に工業用地として発展した夷川船溜周辺であるが，東山山麓の住宅地の環境悪化を防止するべく住宅地への転換を余儀なくされた。

大正13年（1924）２月８日に行われた第５回都市計画京都地方委員会で用途地域が決定され，夷川船溜を中心に鴨川―東大路，丸太町通―二条通の範囲は未指定地域に指定された。未指定地域の設置の理由として，第５回都市計画京都地方委員会議事録には次のように記されている。

> 疏水夷川発電所付近（中略）現在既ニ緒工場ノ集団地ヲ為スモ将来此処ニ大工場ノ続出シテ煤煙煙気ヲ発散スルガ如キハ亦付近住居地ノ忍ブ所ニ非ザルヲ以テ之ヲ未指定地域

図14　発掘された水車用煉瓦水路

図15　昭和初期の三谷伸銅工場外観写真

ニ保留スルハ現状ニ適応スルモノナリト思考ス[10)]

大正 13 年（1924）の都市計画用途地域指定によって将来居住地とすることが予定されたが，用途地域指定後も既存工場の移転猶予として 10 年間が与えられ，工場敷地内での増改築と用途の変更や使用可能馬力数の制限の例外措置が認められていた。そのため，用途地域指定後も，昭和 20 年代まで工場は存続し続け，工場・商店・住宅が混在する場所となった。戦後は昭和 30 年（1955）に用途地域が準工業地域に指定され，現在は第一種住居地域へと指定され住宅地の特色が強まり現在に至る。

夷川船溜の親水利用　平安遷都千百年記念において，各武道の指導育成を目的とする大日本武徳会が創設され，明治 29 年（1889）に大日本武徳会遊泳部が開設され夷川船溜において講習を開始した。京都市内の学校にプールが無かった時代，毎年夏には学童の水泳練習が行われ，京都全体から多くの受講生が訪れた。第二次大戦後は，GHQ によって一旦解散されたが，京都市営を経て，昭和 27 年（1952）に現在の京都踏水会となった。また，中川町出身の佐々木米一郎（明治 40 ＝ 1900 年生）の著書である『川東思いでばなし』には，疏水沿いの柳の下で，魚釣りや床几をだして夕涼み，疏水舟運の船頭，熊野橋のたもとの貸しボート屋など夷川船溜および疏水沿線での人々の暮らしが丹念に描かれている。

夷川船溜の水利用は水車や舟運などの産業利用だけでなく，泳ぎや魚釣りを楽しむ人々で溢れ，暮らしと産業が溶け出した日常の風景が続いていたが，昭和 26 年（1951）を最後に疏水舟運は姿を消し，暮らしの中での疏水の直接利用は減少ししていく。夷川船溜は調整池として現在も重要な役割を担っている。

（５）二条川東

琵琶湖疏水の水は，鴨東運河沿線に形成された新市街地のみならず，鴨川東岸の二条川東の寺町といった既存市街地にも引水されていた。明治 16 年（1883）の起工趣意書に示された琵琶湖疏水の当初目的の一つに「其七　衛生上二関スル事」があげられている。これは，疏水の水を京都市街の不衛生な河川や溝渠に滞りなく流し，悪臭，腐敗，伝染病の流行を抑えることを目的としている。今回の調査で発見された新たな史料である「琵琶湖疏水要求請願書」[11)] に汚水排除に関する記録が確認された。

二条鴨東は，江戸前期には聖護院村と岡崎村の畑地だったところに（二条通―孫橋通間）宝永の大火（1708）後，多くの町屋や寺院が移転してきた地域である。「天明六年京都洛中洛外絵図」（天明６=1786 年）には，二条川東に白川を水源とする背割水路（正往寺町と頭町間，菊鉾町と和国町の両街区内）が確認できる。 明治 24 年（1897）６月 16 日の「琵琶湖疏水要求請願書」には，

（前略）上京區元三拾三組ノ川端孫橋架設ノ大溝仝川端法林寺門前町ト下京區七組境ノ大溝ノ二流ハ共二水源ヲ上吉田岡崎聖護院各町ヨリ起レ仁王門孫橋ホニ流暢シ部落数町ニ於テハ非常準備ニモ相克テ来リシ□疏水本事業ノ為メ水路ヲ横断擁塞セラレ尓未目全ク悪水ノミ甚タ不潔相極メ衛生上且ツ非常準備ニツナガラ之ヲ欠キ一点遺憾ニ就キ願クハ吾カ部落ノ有志寄附金ヲ以テ新設二条橋下ル北門前町上ル即圖面水源ノ道路幅員ホ三十三間余ノ塵処土樋ヲ伏セ従前ノ如ク流暢セシメ部落ノ幸福保維ノ要求ヲ請願（後略）

とあり，琵琶湖疏水開削の結果，白川を水源とする水路が断ち切られ悪水・衛生問題生じたため，二条鴨東の寺院・町総代（計 34 名）が京都市・京都府に，代替水源として疏水の引水を請願したもので，同年６月 30 日には許可取得している。二条橋のたもとから取水された疏水は，かつての水路を流れ，大恩寺，三福寺，要法寺の境内に引水され，庭園の園池や貯水池に使用されており，汚水排除だけでなく，防火用水や庭園利用等，密集市街地にも疏水の水が巡っていた（図 16）。

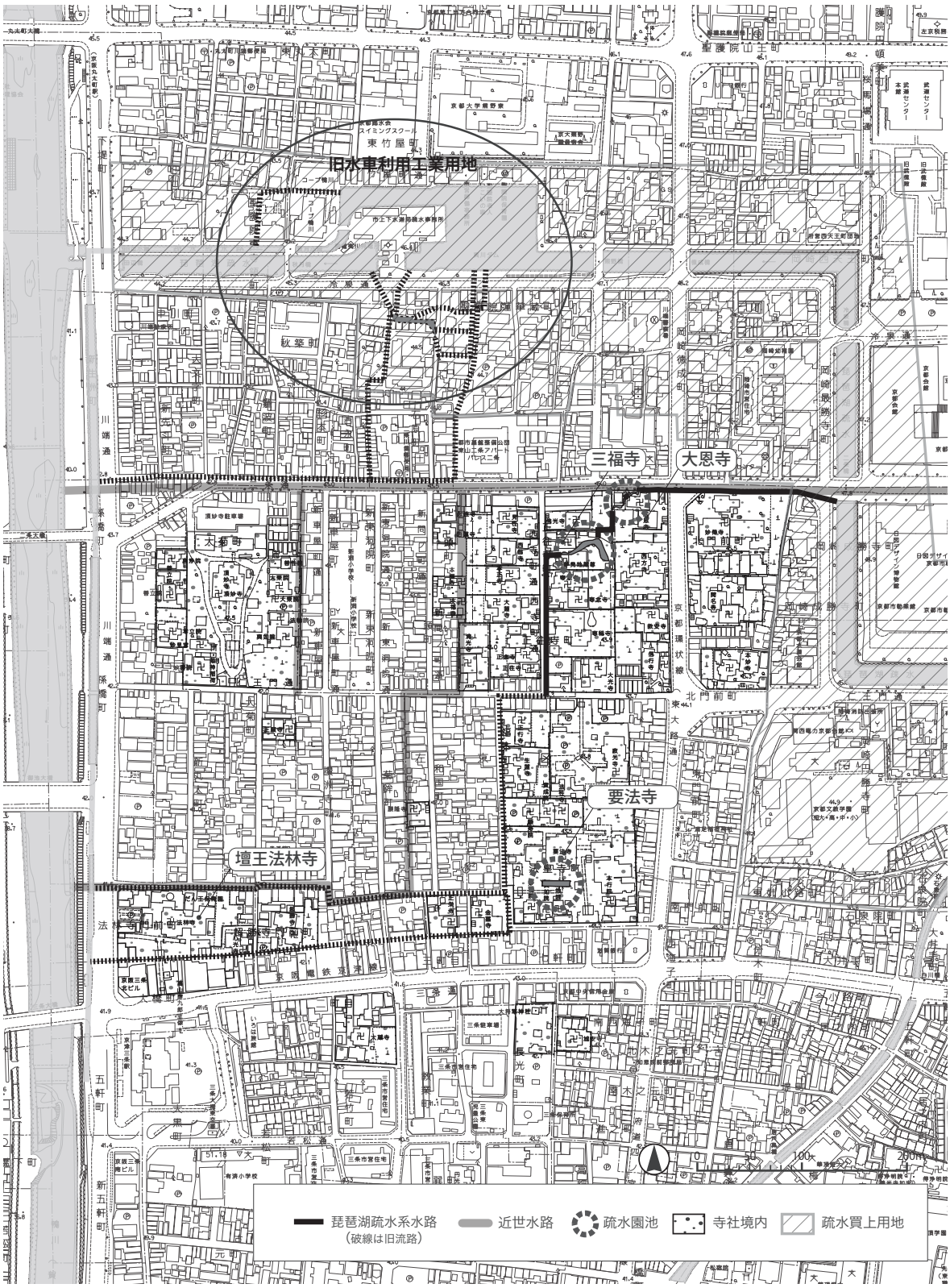

図 16　二条鴨東二条の水利用

３. まとめ

東山と鴨川に挟まれた白川扇状地を基盤に，琵琶湖疏水開発という大規模土地改変が加わる事で，自然水系の白川と人工水系の琵琶湖疏水が織りなす水脈と水システムが誕生した。扇状地の微地形は水利用の差異として立ち現われ，岡崎一帯を幾つかの小領域に区分する。これらの水脈を利用して，岡崎は白川および琵琶湖疏水の水利用によって都市空間を形成し続けており，地形・地質―水系―都市構造―生活・生業が密接に結びついた土地利用の仕組みは，都市の発生から現在に至るまで，連続して岡崎の景観を規定し続けてきた。

岡崎の水辺は戦後しばらく，水と人の密接な関係性が行き続いていたが，昭和30年代以降，舟運は陸上交通へと変わり，水利用は上水と発電水力が利用の中心となる。水辺の土地利用の集積の結果，現在の都市空間や産業，文化が形成されており，水は眺めの対象となるものの，琵琶湖疏水が醸し出す潤いのある風景は，文教・観光地区としての岡崎を演出している。　（松本　将一郎）

註

1）『京都府誌』下巻，京都府，1920年，58～59頁。
2）前掲註1文献，15～16頁。
3）前掲註1文献，68-69頁
4）『琵琶湖疏水及水力使用事業』京都市電気局，1940
5）『京都商工大鑑』，帝国興信所京都支所，1929年，386～387頁。
6）「水力使用量減額ニ付歎願書」『梶原家文書』明治25年（1895）4月20日，琵琶湖疏水記念館所蔵。
7）「第八十四番　梶原伊八君」『京都府会議員列伝』84頁。
8）「水車新設之義ニ付願」「上京区聖護院町字蓮華蔵水車新設予定之図」「水車構造計画書」琵琶湖疏水記念館所蔵，明治24=1884年4月28日。
9）『京都市水利事業一覧表』京都市水利事務所，明治31=1891年4月調査。
10）第五回都市計画京都地方委員会議事速記録，51～52頁。
11）明治24年（1897）6月16日，三福寺所蔵。

参考文献

1　京都新聞社編（1990）『琵琶湖疏水の100年』京都市水道局
2　白木正俊（2011）「琵琶湖疏水建設の目的とその役割についての一考察」『電気評論』第564号，53～65頁
3　京都市電気局庶務課（1940）『琵琶湖疏水及水力使用事業』京都市電気局
4　帝国興信所（1929）『京都商工大鑑』帝国興信所京都支所

第５節　琵琶湖疏水で結ばれた岡崎・南禅寺界隈庭園群の成立

１. はじめに―園池の水源

岡崎・南禅寺界隈には平安時代から近代までの庭園文化が積み重なっている。その嚆矢は平安時代，白川の右岸沿いに造営された法勝寺で，近年の発掘調査によって巨大な八角九重塔の基礎地業が明らかにされた。園池については昭和 47 年（1972）に東の汀線らしきものが，また同 57 年（1982）には東北隅の遺構が確認され，白川からの導水路と推定される溝が検出されている[1)]。

本地域には国指定の名勝庭園が６件，市指定の名勝（登録）庭園が４件存在する。そのうち南禅院庭園（国指定・史跡および名勝）が鎌倉時代，金地院庭園（国指定・特別名勝）と南禅寺方丈庭園（国指定・名勝）が江戸時代であるほかは，国指定の對龍山荘庭園，無鄰庵庭園，平安神宮神苑，および市指定（登録）の並河家庭園，都ホテル葵殿庭園及び佳水園庭園，光雲寺庭園，白河院庭園の７件すべてが，近代につくられた庭園であることに大きな特徴がある。

園池の水源についてみれば，枯山水の南禅寺方丈庭園を除く江戸時代以前の２庭園では東山の谷水，あるいは山麓の湧水を導いていた。たとえば，亀山天皇の別業跡地とされる南禅院庭園の山麓にはかつて上下二段の溜池があり，そこから滝石組へ給水していたとみられる[2)]。また『都林泉名勝図会』（1799）に掲載されている光雲寺，南禅寺塔頭の聴松院や帰雲院，牧護庵，あるいは『花洛名勝図会』（1864）に描かれている順正書院（現，順正），瓢亭などの各庭園も同様であったと考えてよい。これらの園池から流れ出た水は，やがて白川へと注ぐ。

一方，近代庭園の水源はすべて明治 23 年（1890）に竣工した琵琶湖疏水で，疏水の本線および分線から取水され，二次・三次利用を経て園池を巡った水はもとの疏水へ，あるいは白川へと戻るという水系構造が成立している。興味深いことに，自然水を利用していた江戸時代以前の庭園も，そのほとんどが近代になって疏水水系に組み込まれていった。かくして，岡崎・南禅寺界隈に琵琶湖疏水のネットワークともいうべき園池群を核とする独特の庭園文化圏が形成されることになったのである[3)]。

以下，この庭園文化圏の成立過程と特徴について明らかにしたい。

２. 邸宅・別荘庭園群の成立要因

まず，岡崎・南禅寺界隈に邸宅・別荘群が成立するに至る要因を振り返ってみよう。

（１）　水力発電の出現

明治 16 年（1883）の「起工趣意書」が記すように，疏水建設の当初の目的は交通，運輸が第一で，灌漑，水車，飲料，清掃，消火などが視野に入れられていた。なかでも水車の動力による製造業の近代化は京都の経済基盤強化に不可欠であり，期待も大きかった。ところが水力発電の登場によって，動力源は水車から電力へと比重が移されることになる。明治 24 年（1891）に蹴上発電所建設，翌 25 年（1892）には電気事業が開始され，第４回内国勧業博覧会では電力のデモンストレーションもおこなわれた[4)]。

このように市内各所への電力供給が可能となり，水車の動力の必要性が薄まった結果，南禅寺界隈の工業地化は必然的にその根拠を失うことになった。鹿ヶ谷に予定されていた大水車場計画も白紙に戻され，「琵琶湖疏水線路インクライン以西至鴨川平面図」（琵琶湖疏水記念館蔵）に朱筆で「工業敷地」と記されている南禅寺から鹿ヶ谷までの疏水分線沿いには，植治こと７代目小川治兵衛（1860 ～ 1933）の作庭活動の舞台となる邸宅や別荘が次々と造営されていくことになるのである。

（２）　風致保存意識の高まり

水力発電所の建設が決定される直前の明治 22 年（1889）３月，北垣知事の決裁をうけた「疏水及び編入地域を中心とする市街劃定案」が立案された。そのなかで，前年の 21 年（1888）６月に

市域へ編入された鴨川以東の粟田口，南禅寺，吉田，岡崎，浄土寺，鹿ヶ谷などの地域が疏水竣工後に大きく発展していくことへの期待感が次のように表明されている。

> 琵琶湖疏水竣工ノ後ハ漸ク熱閙ノ市區ニ變移スヘキ時運ニ向ヒ、加ルニ高等中學校ヲ始メ盛大ナル二三ノ製造場ヲモ建築中ニテ・・・[5)]

それとともに，南禅寺山門より永観堂，若王子を経て銀閣寺門前までの地域が，「東山ニ於テ最良ノ風景ヲ有スルの勝地ニシテ・・・」とされていることから，開発計画だけでなく，東山の風致景観が強く意識されていたことがわかる。

明治 23 年（1890）の北垣知事談話は，さらに明確である。

> 名勝地保存のことは市の經濟に關する甚だ大なり凡そ内外人の四時京都に輻輳するや其來意を問ば過半は神社佛閣名勝舊蹟あるに由て・・・名勝地は京都固有の財源なり・・・名勝地の盛衰は即ち京都市の盛衰に大關係あり・・・[6)]

そして明治 33 年（1900）に至り，初代京都市長の内貴甚三郎は，市会で百万人都市を想定した地域別開発構想を提案する。そのなかで「東方ハ風致保存ノ必要アリ」と位置付けられ，「名勝旧蹟ノ保存ハ京都トシテ決シテ放棄スベカラザル事業ナリ」との意向が表明された[7)]。

都市開発と風致保存を共存させようとする意識が，植治の作庭の舞台となる南禅寺界隈の宅地・別荘地化を促すとともに，今日の京都の風致景観を形づくってきたといえよう。

（３）　土地の流動化と水車の権利

このようにして南禅寺界隈は邸宅・別荘地化への道を歩み始めることになるのであるが，その前提条件の一つが旧南禅寺領における土地の流動化であった。

徳川幕府によって宗教上の権力と経済基盤としての寺領を保障されてきた南禅寺は幕府の崩壊で存亡の危機に直面する。まず明治４年（1871）の上知令によって現在の境内地を除くすべての寺領を失った。翌５年（1872）の無檀無住寺院廃寺令，11 年（1878）の合寺令などを経て，明治３年（1870）に 25 院を数えた南禅寺塔頭のうち，明治末年までに 17 院が姿を消してしまう（『南禅寺史』1977）。これら上知された南禅寺の旧境内や塔頭跡地が民間へと払い下げられ，相次いで邸宅や別荘が築造されていったのである（図 17）。

ここに塚本与三次（1884 ～ 1934）という人物が登場する。塚本が白川左岸に居を構え，南禅寺界隈での土地経営に本格的に取り組みはじめたのは明治 39 年（1906）のことであった。土地取引だけではなく，「庭付き高級建売住宅」の販売を目論んでいたふしもみられる塚本との連携によって，植治の南禅寺界隈での作庭活動は活発化していくことになる。

植治の作庭活動，ひいては琵琶湖疏水の水を用いた庭園群の形成にとってさらに重要なのは，疏水の水の確保であった。

明治 27 年（1894），植治は水車業者と疏水事務所との間に立ってコーディネーター的な役割を果たしていたふしがみられる[8)]。疏水の水を確保しようとする植治の計画は，やはり塚本与三次との連携によって達成されることになる。塚本は土地経営だけでなく，水力発電の出現で不要となった水車の権利を買い取り，その売買によって疏水の水を庭園群へ提供する役割も果たしていたからである。

岩城亘太郎（植治の甥）の証言によれば，塚本は「南禅寺から白川，松ヶ崎に至る間の，東山山麓の疏水二十数か所の水車の権利を，京都市から全部買い取った」人物で，「松風陶器という工場が機械化したために，不要になった水車に目をつけて，その権利を譲り受け，野村邸や細川邸など，東山一帯の邸宅や別荘にこれを売りつけた」という[9)]。

（４）　疏水本線からの取水

南禅寺界隈で宅地・別荘地化が進んでいったのとは対照的に，岡崎では疏水本線の南側地域を中心に工業用水としての利用が続けられることになる。

疏水本線から庭園用として引かれた例は少ないが，白川沿いには並河靖之邸と大正大礼で要人の宿舎となった外村定次郎邸の園池があり，いずれも植治の作庭になる。また鴨東二条新地の大恩寺庭園，三福寺庭園，要法寺貯水地などへの引水も確認されている。並河邸と外村邸の取水口は疏水

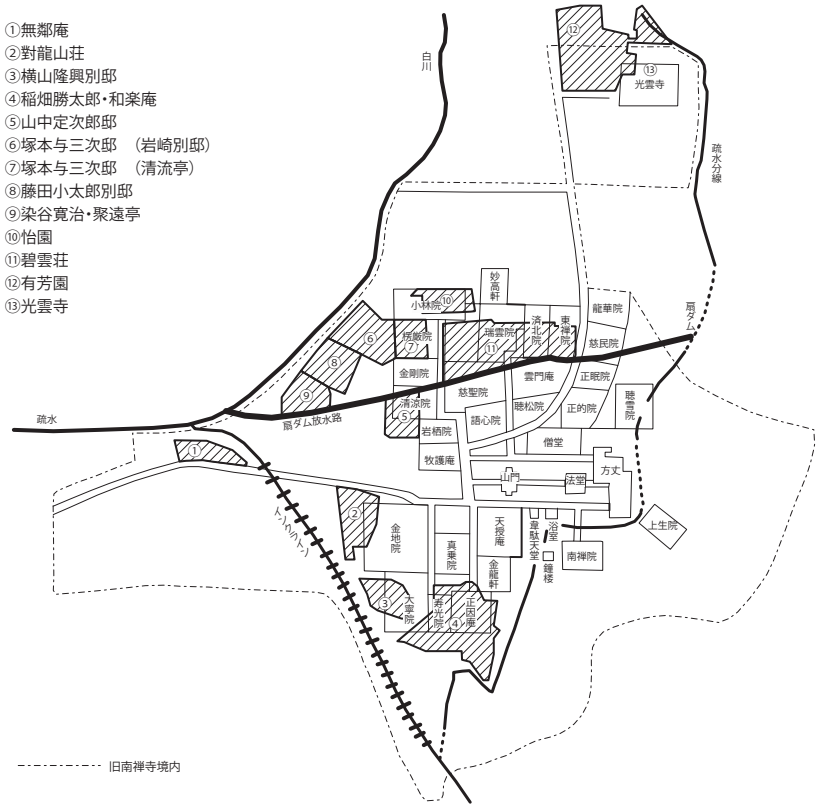

図 17　旧南禅寺境内に築造された近代庭園

慶流橋西の白川が分岐するあたりにあり，また二条新地へは疏水本線の開削によって断絶した白川からの水路の代替えとして，疏水本線が二条通と交差する地点から引かれた。

それらのなかで特に注目されるのは，並河靖之邸の庭園で，七宝の研磨用として引いた疏水の水を園池へ注いだのである。疏水からの引水は防火用，あるいは噴水など公共施設の修景用として始まった。その草分けである円山公園噴水池へ引水されたのが明治 26 年（1893），無鄰庵と第 4 回内国勧業博覧会場および平安神宮神苑へが同 28 年（1895）のことだから，植治の対応がいかに早かったかがわかる。

円山公園の噴水池計画は田辺朔郎に委嘱され，明治 24 年（1891）に設計方針が決定，末端では八坂神社本殿の防火用水として利用できるようになっていた。明治 28 年には第 4 回内国勧業博覧会場へ疏水の水が引かれ，そのバルブ室から平安神宮神苑まで鉄管が延長された。東本願寺の防火用として蹴上船溜の貯水槽から三条通を西進して白川右岸を南下するルート，約 4.6km に鉄管が埋設されたのもこの年である。

3. 宅地開発の進展と疏水園池群の成立

つぎに，南禅寺界隈における宅地開発の進展状況を追いながら，疏水の水を用いた庭園群の成立過程をみていこう。

（1）　明治 30 年代までの開発

別荘造営の嚆矢は無鄰庵である。疏水からの引水工事は清国から帰った山縣有朋が本格的に作庭を開始した明治 28 年,「防火用」の名目で行われた。個人が庭園での利用を主な目的として疏水の水を利用した最初である。池尻から排出された水は瓢亭の庭園などを経て旧白川へ流入する。取水口は円山公園や第 4 回内国勧業博覧会場，平安神宮神苑と同様に，インクライン上端の蹴上船溜にあった。その水系を「蹴上船溜系」とよぶことにする。

翌 29 年（1896）の末，無鄰庵の完成と時を同じくして現在の對龍山荘の地に伊集院兼常邸が造営される。この伊集院邸がやがて市田弥一郎に受け継がれ，植治の手で改修されるのは明治 38 年（1905）のことであった。つづいて稲畑勝太郎・和楽庵（現何有荘），横山隆興別邸（現智水庵），

環翠園（現大寧軒）が営まれるなど，無鄰庵造営に端を発する邸宅・別荘地開発は明治30年代まで，南禅寺の参道沿いや金地院周辺の南禅寺塔頭跡地を中心におこなわれたのである。

この時期の水系の特徴は，稲畑邸・横山別邸の園池から流れ出た水を對龍山荘が二次的に利用するという形態が現れたことである。また取水口も蹴上船溜から発電用取水口付近へと移る（「発電用取入口系」）。

なお，南禅寺参道沿いの境内地に存在した江戸時代以来の庭園は疏水からの補給水を得ることになり，また大正大礼にあわせて造営された山中定次郎邸（現桜鶴苑）なども同様に，南禅寺へ補給された疏水の水を滝口へ導いている。

（２）　南禅寺参道付近から扇ダム北辺へ

明治40年代にさしかかる頃から，南禅寺界隈の宅地開発は新たな展開をみせはじめる。塚本与三次が二条通東端の白川左岸に居を構えて本格的な土地経営に乗り出したのをきっかけとして，扇ダム放水路の北側地域，さらには鹿ヶ谷方面へと拡がっていった。

明治42年（1909）に第２琵琶湖疏水の工事が始まり，掘削された土砂の埋め立てによって白川沿いが造成開発される。左岸には塚本与三次邸（現流響院と清流亭）をはじめ，藤田小太郎別邸（現洛翠），染谷寛治・聚遠亭（現真々庵），山内万寿治邸が，右岸の岡崎には広瀬次郎邸，吉田一穀邸，中井三郎兵衛・居然亭（現中村邸）などが営まれた。

ひきつづいて鹿ヶ谷の住友有芳園が大正２年（1913）から同９年（1920）にかけて，野村碧雲荘が大正６年（1917）から昭和２年（1927）にかけて，光雲寺が昭和２年，怡園が昭和７年（1932），また岡崎の下村忠兵衛邸（現白河院）が大正７～８年（1918～1919）というように，岡崎・南禅寺界隈には植治の手になる庭園が次々と築造され，疏水の水で結ばれた園池群が形成されていったのである。

それらの庭園の引水は，扇ダム放水路の北側に位置する庭園群へは永観堂附近の疏水分線に設置されている扇ダムからおこなわれた（「扇ダム系」）。また有芳園と光雲寺はそれぞれが独自に疏水分線から直接取水する形態をとっており，排出された水は桜谷川の水を併せて白川を渡ったのち，右岸の庭園群へと二次・三次的に利用されている（図18）。

なお疏水ができるまで，この地域の水系は白川が主で，白川左岸の塚本邸と大正14年（1925）に分割譲渡された後の岩崎別邸（現流響院）も当初は白川の水を利用していた。白川は現在よりも河床が高く，取水が容易だったからである。ところが昭和９年（1934）の室戸台風につづき，翌10年（1935）６月29日に大水害が京都を襲った。疏水と合流するまでの白川沿いでは床下浸水があいつぎ，吉田山の斜面では山崩れが発生するなどの大被害をうけた。河床を下げるなど，白川の河川改修がおこなわれたのはその時である[10]。

（３）　大正と昭和の大礼にともなう整備

以上のようにして形成された岡崎・南禅寺界隈の邸宅・別荘群が今日まで受け継がれてくるのに大きな役割を果たしたのが，大正４年（1915）に京都御所で挙行された大正天皇の即位大礼，および昭和３年（1928）の昭和大礼である。

『大正大禮京都府記事』（大正６＝1917年）によれば大正大礼の参列者は約1800名，彼らの宿泊所として準備された家屋は総計1220戸にのぼった。御宿泊の栄に浴するため，有力者たちはこぞって自らの邸宅・別荘を改修し，あるいは新築を行なったのである。

宿舎の選定では，建築の構造や広さ設備などとともに，「門又は入口及玄関等の実景」と「庭園」も評価の対象とされ，ことに皇族の宿舎については厳しい選定作業がなされた。要人の宿泊施設として選ばれた南禅寺界隈の邸宅・別荘は，皇族の「御旅館」に指定された對龍山荘（東伏見宮），山中定次郎邸（北白川宮）のほか，中井三郎兵衛邸，塚本与三次邸，染谷寛治邸，稲畑勝太郎邸，小川治兵衛邸，横山隆興邸，山縣有朋邸，外村定次郎邸，山内万寿治邸，藤田小太郎別邸，吉田一穀邸，広瀬次郎邸，中村常七邸，原弥兵衛邸（環翠園）などであった。

さらに昭和大礼では，碧雲荘が久邇宮邦彦王殿下の，住友鹿ヶ谷別邸（有芳園）が秩父宮殿下の宿泊所に選ばれた[11]。これを機に碧雲荘では豪壮な大書院，大玄関，能舞台等の建築群を一挙に完成させたのである。また住友鹿ヶ谷別邸では水洗便所が設置されるなど，衛生面にいたるまで細かい配慮がなされるとともに庭園の整備にも精魂が傾けられたという。

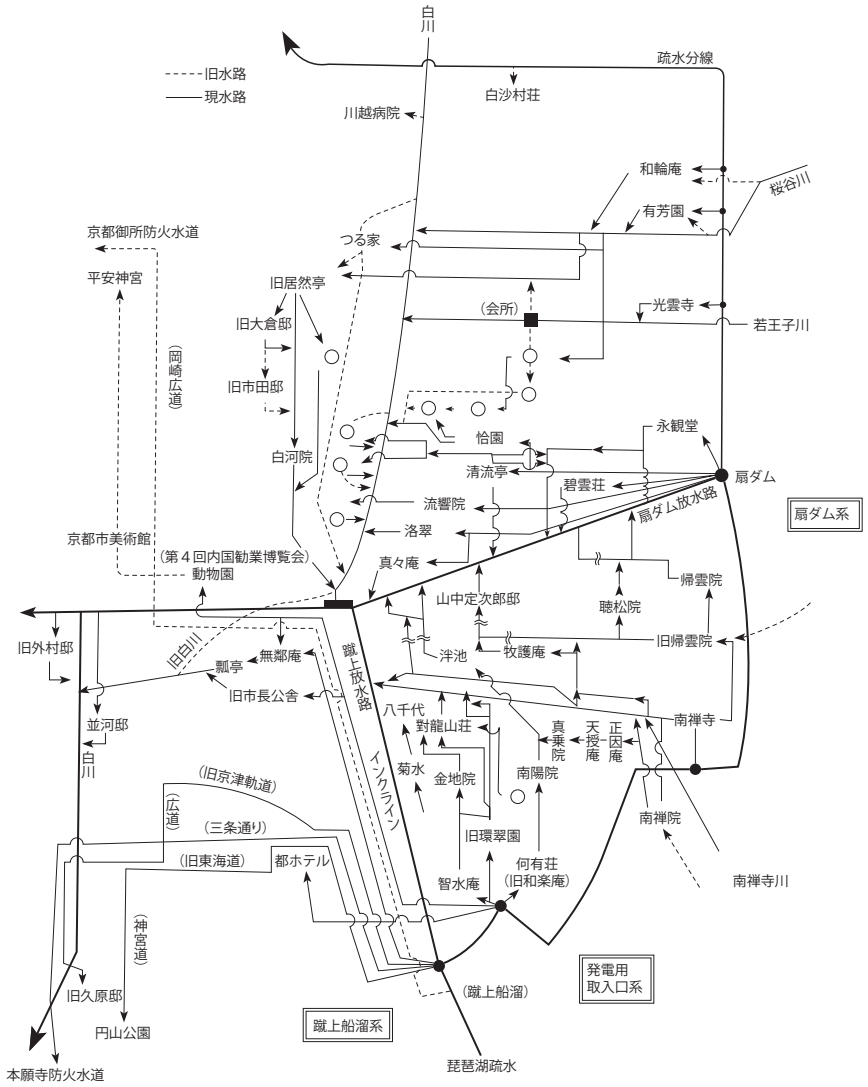

図 18　南禅寺界隈疏水園池群の水系

4. 東山の風致景観

岡崎・南禅寺界隈に形成された庭園群には，疏水の水のネットワークという独特の水系構造とともに，もう一つ重要な共通の構成要素がある。言うまでもなく東山の風致景観である。

（1）　東山を意識した空間構成

岡崎・南禅寺界隈庭園群のほとんどは東西軸が基本で，敷地の西部に東向きの主屋を配し，東山の自然景観を望む空間構成となっている。

平安遷都千百年紀念祭の記念殿として建設された平安神宮にしても，内匠寮技師・木子清敬と当時東京帝国大学大学院生であった伊東忠太の当初計画では，第４回内国勧業博覧会場の東南隅，法勝寺跡にあたる現在の動物園の敷地に「西面」して建設される予定であったという。ところが最終的には大極殿の縮小版という歴史性が重んじられ，博覧会場北端の現在地に「南面」して建設されることになったのである。それでもなお，博覧会関係の絵図などでは必ずといってよいほど背後に東山が描かれているのは興味深い[12]。また，明治 43 年（1910）に植治が提出した「平安神宮東神苑設計図」に添付されている鳥瞰図には東山の山並みが描かれていて，東側の植栽を低く抑えることで東山の眺望を確保しようとする意図が読み取れる。

しかし，東山を意識しているのはこの地域に限ったことではない。たとえば京都御所では儀式の場としての紫宸殿は南向きだが，御池庭および北の私的な空間では建築を東向きとし，東山を背

景に御内庭がつくられている。また京都御苑内の九条殿跡拾翠亭も同様の空間構成である。秀吉が建立した方広寺をはじめ，東本願寺の渉成園，近代では京都国立博物館など，東山を望む東西軸はむしろ京都の都市計画では普遍的な軸線の一つであったといってよい。

（２）　東山の風致保存

東山を望む雄大な空間構成，琵琶湖疏水の水を引き入れた軽快な流れ，明るく開放的な芝生の広場，林間に見え隠れする瀟洒な茶室の佇まい。

岡崎・南禅寺界隈庭園群の特徴は，東山の自然景観を背景に，疏水の水による躍動的な流れのデザインが展開されていることに集約される。庭園内の植栽にアカマツが多用されているのは，アカマツ林が優占する東山の林相との連続性を意図していたからにほかならない。住友家 16 代・友成が有芳園で詠んだ情景，「東山の赤松ばやし幹ごとにしばらく赤く入りつ日に映ゆ」がそれを如実に物語っている。

では，庭園群の生命線ともいえる東山の林相は明治維新後どのような変遷をたどってきたのであろうか。さかのぼれば，明治４年（1871）の上知令は社寺の経済基盤を揺がすものであったがゆえに，上知前の駆け込み伐採を助長したとされる。その後も伐採は後を絶たなかったようで，明治６年（1873）に社寺境内地の樹木伐採禁止が布告され，翌７年（1874）にも内務省は「社寺現境外上地ノ山林及境内地ノ樹木伐採セサル様注意セシム」旨，各府県に通達を出した。

一方，明治９年（1876）の「官林禁伐の制」によって清水，高台寺，長楽寺，華頂山，粟田山，霊山などが「禁伐風致林」に指定されたのをはじめ，相次いで山林の保全策が打ち出されていく。そして明治 30 年（1897）の森林法制定とともに，東山の国有林全体が風致保安林となった。さらに大正８年（1919）の都市計画法に基づいて同 10 年（1921）に策定された「京都都市計画」では，「遊覧都市」「公園都市」を視野に入れつつ山地を積極的に取り込んだ計画案が模索されたのである。

昭和５年（1930），全国に先駆けて「風致地区」が指定され，翌６年（1931）と７年（1932）の追加指定によって東山のほぼ全域が風致地区となった。この前後から，東山の自然景観は大きな転機を迎えることになる。それまで貫かれてきた禁伐の方針が見直されるとともに，名勝旧蹟を含む山麓部の都市公園化，あるいは観光資源としての価値づけがなされるなどの動きも手伝って，京都の風致景観を高めるうえでアカマツ林が重要だとの認識が芽生えてきたからである。

（３）　アカマツ林の復権

それでは東山の林相は実際どうであったのか。明治４年の上知令にともなう駆け込み伐採によって，東山は禿山同然になったといわれる。その後に侵入したアカマツといえば，無鄰菴造営中の明治 28 年（1895）前後にはいまだ十分に生育していなかったと考えられるものの，明治 30 年（1897）に本多静六が「赤松亡国論」を唱えた背景には，アカマツを主とする植生が全国的に広がっていくという状況があったとみてよい。

昭和初期に至り，田村剛らによって禁伐主義を見直す論議が活発に行われ，森林の人工的な制御の必要性が説かれるようになる。人々の生活と共にあった江戸時代までの東山は，常に人の手が入ることによって里山としての風致景観が保たれてきた。往時の姿を再生するためには「人工的な制御」が必要であるとの観点から，国有林での施業の見直しが迫られることになった。

その頃の東山は，中腹以上にアカマツ林が広がり，全体の 60％ほどを占めていたとされる。それらの多くが上知令以後に侵入したものであったとしても，すでに樹齢は 50 年余り。禁伐主義の結果，すでに中腹より下にはシイが侵入し，アカマツの優占する林相からシイを主とする常緑広葉樹林へと遷移が進行しつつあったとみられる。

東山のアカマツ林が，京都の風致景観を高める上で不可欠だとの認識が明確に示されるのは，大阪営林局が出した「昭和４年度　第３次検訂　京都事業区施業案説明書」においてであった。

> アカマツヲ除外スルコトハ望マシカラズ、社寺仏閣ノ屋根尖ツタ塔等ガアカマツノ緑乃至ハ赤イ幹ナドト映リ合フ處ニ京都ノ美ガアルモノト思慮セラル

この施業案の根幹をなしていたのは，社寺仏閣などの歴史的建造物とアカマツで演出される自然との調和にこそ京都の美があるとする見方である。それは，對龍山荘から金地院の堂宇や黒谷の

尖塔を，碧雲荘から永観堂の多宝塔を，あるいは南禅寺の山門，堂塔などを意図的に庭園景として取り入れようとした植治の感覚と符合する。岡崎・南禅寺界隈の庭園群における空間構成の本質は，自然的，文化的景観を含めた周辺環境との融合にあるといっても過言ではない。東山との連続性に加え，山麓に点在する歴史的建造物を庭園のデザイン要素として認識されていたのもその一つである。

５.近代数寄空間の創出

東山の風致景観に包まれた邸宅・別荘群の成立，それは庭園と建築が一体となった近代数寄空間の創出であったともいえる。その実態を知るには邸宅・別荘群の成立に関わった施主層，数寄屋大工あるいは建築家，植木屋を確認するとともに，そこで繰り広げられた文化的営みを明らかにしておく必要がある。

（１）　邸宅・別荘群の成立に関わった人々

まず，どのような施主が邸宅・別荘を営んだのかをみておこう。『岡崎･南禅寺界隈の庭の調査』[13]によれば，施主層すなわち土地所有者は以下の三つに大別できる（図 19 および表３，図 20 および表４）。

１.新宮家・田能村家・伊地知家・小林源兵衛家など，少なくとも明治期以前からの土地所有者で，文化人・士族など。

２.山縣有朋・稲畑勝太郎・前田栄治郎・副島予四郎・染谷寛治・久保貢・小林吟右衛門など，他府県に本籍を有する土地所有者で，政治家・軍人・実業家・学者など多種多様。

３.中井三郎兵衛・市田弥一郎・中村常七・谷口文次郎など，旧市街に拠点をもち，琵琶湖疏水が竣工した明治中期以後の土地所有者で，呉服商・紙商などの商人層が目立つ。

なお，塚本与三次は２と３のどちらにも分類できる。

以上のうち，岡崎・南禅寺界隈での社会活動をしたことで注目される人物の一人は岡崎の土地所有者であった伊地知貫で，法勝寺八角九重塔などの遺跡保存運動に関わっている。また中井三郎兵衛は明治 44 年（1911）に大隈重信が来京した際，東山登山に招待して「東山公園の持論」を説くなど，東山の観光地整備に意を注いだ。

次に建築関係だが，岡崎・南禅寺界隈に現存する数寄屋建築を手掛けた大工たちはいずれも近代を代表する数寄の名工たちであった。代表的な人物としては上坂浅次郎（清流亭，中井三郎兵衛邸），北村捨次郎（碧雲荘，大倉邸），島田藤吉（對龍山荘），八木甚兵衛（稲畑勝太郎邸書院－２代目，有芳園－２代目および３代目），平井竹次郎（和楽庵の茶室・龍吟庵と草堂）などが挙げられる。建築家では武田五一が明治 43 年（1910）に京都市商品陳列所（現京都市美術館の地に建設）と府立図書館を，大正期には稲畑勝太郎邸の洋館，小川睦之助邸，下村忠兵衛邸などを設計した。

一方，植木屋については，並河靖之邸，無鄰庵，平安神宮神苑にはじまり，對龍山荘，稲畑勝太郎邸，塚本与三次邸，碧雲荘，有芳園，下村忠兵衛邸，光雲寺，怡園，都ホテルなど，主だった庭園のほとんど全てを７代目小川治兵衛と長男の白楊が作庭しており，他の植木屋の名はその陰に隠れてしまっている感がある。ただし裏千家出入りの植熊こと加藤熊吉に関しては，瓢亭とつる家といった料亭を手掛けたことがわかっている。

（２）　文化的営みの舞台として

岡崎・南禅寺界隈の邸宅・別荘では，社交という手段での政治･経済活動が行われた。また邸宅･別荘庭園群の形成を背景として，東山地域を舞台に多くの茶会が催されたことは，この地域が数寄空間として認識されていたことの証でもある。

大正 10 年（1921）11 月 19 日から 4 日間，南禅寺界隈から清水寺までの東山一帯を舞台として洛陶会主催の「東山大茶会」が催された。京都の有力な古美術商たちが中心となって全国に会員を募り，京都陶芸界の名工と謳われた野々村仁清，尾形乾山，青木木米を顕彰したのである。

会場となった南禅寺界隈の邸宅・別荘は，無鄰庵をはじめ，野村碧雲荘，塚本与三次邸，山中定次郎邸（看松居），横山隆興別邸，稲畑勝太郎邸，原弥兵衛別邸（環翠園）である。そのうち煎茶席は，藤田耕雪が催主の無鄰庵のほか，山中看松居，稲畑邸であった。

開催前日の 11 月 18 日に無鄰庵を訪れた高橋箒庵は『（辛酉）大正茶道記』に，「東山を庭前に取入れて，遣水の潤沢なる所に黄葉紅葉染尽して，四周の青松に映帯する其の光景は宛然一幅の好図

画である」と記している。東山と疏水の水が演出する数寄空間の情景が如実に表現されているといえよう。

6. おわりに―文化的景観としての価値とその保存

岡崎・南禅寺界隈に成立した邸宅・別荘庭園群は，「近代の東山文化」の中心的存在として独自の近代数寄空間を創出し，その歴史的・文化的意義を現代へ受け継いできている。

また，京都の近代化が都市整備と東山の風致保存を共存させようとする意識のもとで推し進められたことによって，琵琶湖疏水の水で結ばれた東山の風致景観と一体の庭園群を核とする独特の「文化的景観」がこの地域に形成されることになった。この文化財的価値と都市景観的価値に裏付けられた文化的景観は，所有者をはじめとする関係者の弛まない努力と経済的負担によって保護されてきたといっても過言ではない。

岡崎・南禅寺界隈と一口に言っても，東山山麓一帯が歴史的風土保存地区あるいは同特別保存地区に指定されているのに対して，白川右岸の岡崎周辺はその範囲外にあり，風致地区の種別においても南禅寺界隈とは格差がある。とくに岡崎公園の東側地域では，かつての邸宅・別荘が次々と姿を消し，街の様相は一変してしまっている。

平成 19 年から「新景観政策」が実施され，また平成 21 年に認定された「京都市歴史的風致維持向上計画」では南禅寺界隈とともに岡崎から吉田周辺まで重点地区が拡大されることになった。このような文化財保護政策と都市景観政策とが連携した，「文化的景観」のさらなる保護措置が急務であると考える。　（尼崎　博正）

註

1）京都市文化財保護課『京都の庭園―遺跡にみる平安時代の庭園―』京都市文化財ブックス５，1990 年。
2）森蘊『日本の庭園』吉川弘文館，1964 年。
3）尼崎博正『七代目小川治兵衛』ミネルヴァ書房，2012 年。
4）京都市編『京都の歴史』８，1975 年。
5）京都市電気局庶務課『琵琶湖疏水及水力使用事業』1940 年。
6）『日出新聞』（明治 23 = 1890 年２月 14 日付）。
7）京都市会議事録（明治 33 = 1900 年）。
8）『京都日出新聞』（明治 27 = 1894 年９月９日付）。
9）岩城亘太郎文，信原修写真，岩城造園設計部図面，『日本の庭―岩城亘太郎作品集』淡交社，1978 年。
10）植村善博『京都の治水と昭和大水害』文理閣，2011 年。
11）京都府『昭和大禮京都府記録』1929 年。
12）加藤哲弘，中川理，並木誠士編『東山／京都風景論』昭和堂，2006 年。
13）京都市文化財保護課『岡崎・南禅寺界隈の庭の調査』京都市内未指定文化財庭園調査報告書１，2012 年。

図 19 「最盛期」（大正～昭和初期）における「池」の分布図－表３に対応

表３　大正期前後の園池等を有する境内・邸宅地一覧

番号	大正年間の主な所有者	地目
T51	谷口勘次郎，村田豊次郎，山本松之助（大正元= 1912 年）	宅地（昭和 33 = 1958 年）
T54	不明	宅地（昭和 33 = 1958 年）
T55	一部小川睦之助，小川治兵衛	宅地（昭和 35 = 1960 年）
T56	光雲寺（大正元= 1912 年）	寺院境内（昭和 26 = 1951 年）
T58	川越啓一（明治 43 = 1910 年～）→坂口全之助（大正 6 = 1917 年）	宅地（大正元= 1912 年）
T59	田能村博太（明治 43 = 1910 年～）	宅地（明治 25 = 1892 年）
TS12	伊地知光朗（大正 7 = 1918 年～）	協会構地内（昭和 33 = 1958 年）
TS13	不明	宅地（昭和 33 = 1958 年）
TS14	禅林寺（大正元= 1912 年）	
TS15	鎌田多三郎（大正元= 1912 年）	宅地（大正元= 1912 年）
TS16	吉田トミ（大正元= 1912 年）	宅地（大正元= 1912 年）
TS17	西松光治郎，服部仁三郎	宅地（大正元= 1912 年）
TS19	角星合資会社→野村徳七（大正 8 = 1919 年～）	宅地（大正 7 = 1918 年）
TS18	角星合資会社（明治 44 = 1911 年）→春海敏（大正 8 = 1919 年）→春海とし（大正 11 = 1922 年～）	宅地
TS20	塚本与三次→下郷妙（大正 14 = 1925 年又は大正 15 = 1926 年～）	宅地（大正 14 = 1925 年）
TS21	塚本与三次（明治 34 = 1901 年）→岩崎小弥太（大正 14 = 1925 年～）	市街宅地（大正 3 = 1914 年）
TS22	藤田小太郎（明治 39 年）→藤田俊一（大正 3 = 1914 年～）	宅地（大正元= 1912 年）
TS23	染谷寛治（明治 40 = 1907 年～）	宅地（大正元= 1912 年）
TS25	不明	
TS62	角星合資会社→山中定次郎（大正 4 = 1915 年～）	宅地（大正 10 = 1921 年）
TS27	不明	
TS26	中沢武兵衛（明治 40 = 1907 年～）→山中定次郎（大正 2 = 1913 年～）	宅地
TS28	不明	宅地（昭和 21 = 1946 年）
TS63	不明	
TS29	不明	
TS30	不明	
TS32	不明	
TS33	稲畑勝太郎（明治 38 = 1905 年～）	宅地（明治 23 = 1890 年）
TS34	不明	
TS35	横山隆興（大正元= 1912 年）	?
TS36	横山隆興（明治 37 = 1904 年）→横山章（大正 5 = 1916 年）→薩摩治兵衛（大正 14 = 1925 年～）	宅地（明治 25 = 1892 年）
TS37	市田彌一郎（明治 34 = 1901 年）→市田弥枝（大正 2 = 1913 年～）	宅地（明治 23 = 1890 年）
TS38	外村宇兵衛（明治 37 = 1904 年），一部，谷口→吉田（大正 7 = 1918 年～）	宅地（大正 7 = 1918 年）
TS39	吉田一毅（明治 41 = 1908 年～）→浜崎健吉（大正 6 = 1917 年）	宅地（大正元= 1912 年）
TS40	不明（明治 38 = 1905 年～）→廣瀬次郎（大正元= 1912 年）→日比谷芳太郎（大正 5 = 1922 年～）	宅地（明治 38 = 1905 年）
TS42	副島豫四郎（明治 39 = 1906 年～）→本咲利一郎（大正 6 = 1917 年）	宅地（明治 29 = 1896 年）
TS43	伊地知光朗，中井三郎兵衛，他（大正元= 1912 年）	宅地（昭和 33 = 1958 年）
TS44	中村三郎兵衛（明治 38 = 1905 年）→中井三之助（大正 11 = 1922 年～）	宅地
TS45	山田為次郎→山田定一郎（大正元= 1912 年）→山田定保（大正 8 = 1919 年～）→大倉治一（大正 14 = 1881 年～）	宅地（明治 29 = 1896 年）
TS41	村田卯兵衛（明治 44 = 1911 年）→中井ツタ（大正元= 1912 年～）	宅地（昭和 6 = 1931 年）
TS46	山田為次郎(明治 43 = 1910 年)→山田定一郎(大正元= 1912 年)→山田定保(大正 8 = 1919 年～)→市田弥枝(明治 14 = 1881 年～)	宅地（大正 14 = 1925 年）
TS47	小泉合名会社（明治 39 = 1906 年）→下村忠兵衛（大正 7 = 1918 年～）	宅地（大正 11 = 1922 年）
TS49	官寺	畑と宅地（大正元= 1912 年）
TS50	伊地知光朗（明治 35 = 1902 年～），勢至堂	宅地（明治 35 = 1902 年）
TS51	不明	
TS52	京都市参事会（明治 26 = 1893 年～）	公園地（明治 37 = 1904 年）
TS53	山県有明（明治 29 = 1896 年～，明治 35 = 1902 年～）	宅地（明治）
TS54	久保洛（明治 45 = 1912 年～）→高橋嘉一（大正元= 1912 年）	宅地（明治 24 = 1891 年）
TS55	小林吟右エ門	宅地（昭和 6 = 1931 年）
TS59	不明	
TS61	並河靖之→並河茂樹（大正 12 = 1923 年～）	宅地（明治 36 = 1903 年）
TS56	疏水用地（大正元= 1912 年）	疏水用地（大正元= 1912 年）
T52	山本清次郎，安楽寺，三谷興左衛門（大正元= 1912 年）	田畑（大正元= 1912 年）
T53	谷口勘次郎，井川出彦（大正元= 1912 年）	田（大正元= 1912 年）
T57	長谷川松之助，服部善次郎（大正元= 1912 年）	田（大正元= 1912 年）
TS10	小泉合名会社（明治 40 = 1907 年）→慶松勝左衛門（大正 7 = 1918 年）→京都商事株式会社（大正 11 = 1922 年～）	田（大正元= 1912 年）
TS11	川越新次郎（大正元= 1912 年）	宅地，堤（大正元= 1912 年）
TS24	不明	
TS31	不明	
TS48	外村宗治郎（大正 2 = 1913 年）→相馬政之助（大正 3 = 1914 年）	田畑
TS57	山本ゆき（大正元= 1912 年）	宅地
TS58	前田栄治郎（明治 43 = 1910 年）	宅地
TS60	不明	
TS64	山中吉郎兵衛（明治 36 = 1903 年）	宅地

図 20　平成期（平成 23 年）における庭の分布図－表４に対応

表４　平成期の庭を有する境内・邸宅地一覧

番号	平成期名称	平成期住所（H57 ～ 59 以外は全て左京区）	指定登録
H1	和輪庵	鹿ヶ谷上宮ノ前町 50	未
H2	OM 邸	鹿ヶ谷上宮ノ前町	未
H3	有芳園	鹿ヶ谷上宮ノ前町 25-1	未
H4	光雲寺	南禅寺北ノ坊町 59	市指定
H5	UT 邸	南禅寺北ノ坊町	未
H6	K 邸	南禅寺北ノ坊町	未
H7	旧 T 邸	南禅寺北ノ坊町	未
H8	生長の家京都教化部	岡崎東天王町 31	未
H9	京都する家	岡崎東天王町 30	未
H10	永観堂禅林寺	永観堂町	未
H11	B 邸	永観堂西町	未
H12	M 邸	永観堂西町	未
H13	K 邸	南禅寺下河原町	未
H14	旧 S 邸	南禅寺下河原町	未
H15	碧雲荘	南禅寺下河原町 37-2	未
H16	怡園	南禅寺下河原町 34-1,22	未
H17	清流亭	南禅寺下河原町 43-5	未
H18	流響亭	南禅寺下河原町 43-1	未
H19	洛翠	南禅寺華川町 7-1	未
H20	松下真々庵	南禅寺華川町 9-5	未
H21	聴松院	南禅寺華川町	未
H22	大安苑	南禅寺華川町 81	未
H23	牧護庵	南禅寺福地町	未
H24	桜鶴苑	南禅寺草川町 55	未
H25	順正	南禅寺草川町 60	未
H26	S 邸	南禅寺草川町	未
H27	源智山西福寺	南禅寺草川町 82-1	未
H28	南禅寺方丈	南禅寺福地町	国指定
H29	南禅院	南禅寺福地町	国指定
H30	天授庵	南禅寺福地町	未
H31	南陽院	南禅寺福地町	未
H32	何有荘	南禅寺福地町 45,46	未
H33	金地院	南禅寺福地町	未
H34	大寧軒	南禅寺福地町 86-15	未
H35	智水庵	南禅寺福地町 44-1	未
H36	対龍山荘	南禅寺福地町 22	国指定
H37	八千代	南禅寺福地町 34	未
H38	産経南禅寺倶楽部	南禅寺福地町 27	未
H39	菊水	南禅寺福地町 31	未
H40	U 邸	南禅寺福地町	未
H41	松籟・む庵	岡崎法勝寺町 66	未
H42	NHK 京都保養所洛風荘	岡崎法勝寺町 58	未
H43	洛陽荘	岡崎法勝寺町 77	未
H44	OK 邸	岡崎法勝寺町	未
H46	O 邸	岡崎法勝寺町	未
H47	中井邸	岡崎法勝寺町	未
H48	洗心庵	岡崎法勝寺町 13-1	未
H49	白河院	岡崎法勝寺町 16	市指定
H50	満願寺	岡崎法勝寺町 130	未
H51	観峰会館	岡崎南御所町 35	未
H52	平安神宮	岡崎最勝寺町ほか	国指定
H53	京都市美術館	岡崎円勝寺町 124	未
H54	無鄰庵	南禅寺草川町 31,30-6	国指定
H55	瓢亭本店	南禅寺草川町 35	未
H56	南禅寺ぎんもんど	南禅寺草川町 42	未
H57，8	ウェスティン都ホテル京都	東山区粟田口華頂町ほか	市登録
H59	旧並河家（並河晴之七宝記念）	東山区堀池町 388	市指定
H60	京都市国際交流会館	粟田口鳥居町 2-1	未指定

第６節　疏水園池群の生態系

１.はじめに

琵琶湖疏水の開通に伴い，京都の岡崎地域には多様な水系が創出されることとなった。水は様々なものを運び届ける。人が水運や灌漑用水に疏水を利用する裏では，琵琶湖の多くの生き物が水を通して岡崎地域に流れ込むこととなった。

容易に目視でも実感できる顕著な例は白川だろう。比叡山を源とする白川は琵琶湖疏水の開通に伴い，京都市動物園付近を境にして２つに分断された。上流域では，その名に残すとおり花崗岩の白い砂礫が見て取れるが，沈水植物（水草）の姿はほとんど目にすることができない。一方で疏水によって分断された下流域では，大量の琵琶湖の水と共に多くの沈水植物が流れ込み，上流とは全く異なる印象を見せる河川となっている。

琵琶湖疏水の岡崎地域への玄関口となる蹴上舟溜では，多くの沈水植物（水草）を「流れ藻」と言う形で見ることができる。琵琶湖には７科 24 種の沈水植物が生息する[1)]とされているが，１年を通してその約半数にあたる５科 12 種が岡崎地域に流れつくことが確認されている。

こうして流れついた沈水植物は，白川に限らず岡崎地域の多様な水系にそれぞれ根付いている。例えば哲学の道や鴨東白川の下流域と言った浅い水域では琵琶湖固有種であるネジレモの群落を確認することができ，南禅寺舟溜や夷川ダムと言った深みのある水系では希少種であるホザキノフサモやセキショウモの姿を見ることができる。

疏水から水を引いて作庭された岡崎地域の庭園群は有名であるが，それ以外にも庭園と庭園を繋ぐ水路，運輸のための舟溜，水力発電所や浄水場の取水池，疏水の水が流れ込む自然河川，等と人間の活動によって生み出された複雑な水系が維持されている。琵琶湖から流れ着いた生物は，この多様な環境をそれぞれの新たな生息地とし，街中でありながら多様な生き物と出会うことのできる岡崎の空間を作り出しているといえるだろう。

２.平安神宮とイチモンジタナゴ

岡崎地域には多くの園池が存在するが，その中でも特徴的なものとして平安神宮神苑が挙げられる。この庭園では絶滅危惧種に指定されているイチモンジタナゴと言う在来魚が生息しており，平成 12 年に行われた京都府のレッドデータ調査，及び今回の調査でも婚姻色の出た繁殖可能な個体が再確認されている。平安神宮は 100 年あまり前に造営されており，神苑の池の水は琵琶湖から疏水を経由して導入されている。当時，疏水によって流れてきた稚魚が定着し，現在にいたるまで維持されているのだろう。

この小さな魚が琵琶湖水系ではほとんど見ることが出来なくなった理由のひとつとして，ブルーギルやオオクチバスによる捕食が挙げられる。平安神宮では導水部に砂ろ過装を設置したため，昭和 56 年（1981）以降は琵琶湖疏水との魚類の交流そのものが完全に断たれている。そのために現在の琵琶湖に大きな影響を与えているオオクチバスやブルーギルと言った魚食性の外来魚の侵入を免れ，現在の琵琶湖ではほとんど見られなくなったイチモンジタナゴが当時の姿を残すこととなった。岡崎地域の園池の中では唯一平安神宮でのみ姿を確認することができ，滋賀県の琵琶湖博物館や梅小路公園にある京都水族館に展示されている個体は，ここで採取されたものである。

イチモンジタナゴは繁殖に大型二枚貝を必要とし，その二枚貝は成長の際に底生魚であるヨシノボリ類を必要とする。外来魚による捕食を免れただけでなく，琵琶湖からの魚の流入が閉ざされてなお現在までイチモンジタナゴが残り続けた背景には，平安神宮においてこうした多用な生物が生存し得るバランスが維持されていたことが大きい。

平安神宮以外の庭園では，魚類の交流の断絶はおこなわれておらず，水を引いている疏水やその源となる琵琶湖の影響を少なからず受けることとなる。平成 13 年に岡崎の園池群の調査がおこな

われているが，現在も問題となっている琵琶湖での外来魚や，平成 15 年のコイヘルペスの流行などの懸念要素があり，10 年の時を経てどの様な変化があったか，岡崎の園池群の魚類を改めて調査するに至った。

３. 疏水園池群の魚類相

岡崎地域で細かに枝分かれし複雑な水系を織り成しているが，特徴的な水の利用形態としては疏水を水源とする多数の庭園園池が挙げられる。園池はその主人の趣向や庭師の技巧が色濃く反映され，同じ疏水を水源とする園池であっても見せる表情は大きく異なるものとなる。これはそのまま規模や形態，水の在り方といった環境条件の違いに繋がり，そこに生息する生き物，特に魚類相の多様性に繋がることが想像に難くない。

今回の調査では並河邸，平安神宮，京都市美術館，無輪庵，白河院，順正の６つの園池の魚類相を確認することができた。このうち，白河院，順正を除く４つの庭園では平成 13 年に魚類相の調査がおこなわれている[2)]。

（１）　並河邸

並河邸園池では鴨東運河から地下の配管を通して導水をおこなっている。平成 13 年の報告でも多くの魚種が確認されているが，放流したコイ，ブルーギル，オオクチバスを除けば全て幼魚しか見られず，一時的に流入しただけであって定着・繁殖はおこなわれていないと判断されている。

今回の調査では外来魚のブルーギル，在来魚ではコイ，ヌマムツ，オイカワ，ニゴイ，カマツカの６種が確認された。ブルーギルは成魚の営巣，繁殖が確認され密度が増加している。一方で，平成 13 年当時に一時的な流入と判断された在来魚のうち，遊泳魚であるオイカワ，ヌマムツは婚姻色を示す個体を含む大きな集団を形成しており，カマツカ・ニゴイといった底生魚の成魚も確認されている。ヤリタナゴやカネヒラと言ったタナゴ類は確認できなかったものの，平成 13 年に幼魚のみが確認された魚種が複数定着しており，琵琶湖疏水から流入し得る稚魚が園池において定着することを示す良い事例であると考えられる。

今回調査した園池の中では平成 13 年と比べて唯一魚類の多様性が改善したといえる庭園であるが，聞き取り調査では当時と現在との園池の大きな変化は把握できておらず，何故魚種が定着していなかったのか，管理形態の変遷を踏まえた上で再度調査する必要があるだろう。また外来魚のブルーギルの営巣が複数個所に渡って確認されているため，今後の在来魚の密度の維持に影響を与えることが懸念され，早急に駆除等の対処をおこなうことが望ましい。

（２）　平安神宮

東神苑，中神苑，西神苑，南神苑と大きな４つの池，及びそれを結ぶ水路を有しており，規模と環境の多様性においては岡崎の庭園群の中では一線を画している。成立時は琵琶湖水系から導水する一連の庭園であったが，昭和 56 年（1981）に導水部に砂ろ過装置を入れてから現在に至るまで，疏水との魚類の交流は消失している。今回の調査ではギンブナ，コイ，ヌマムツ，タモロコ，モツゴ，タイリクバラタナゴ，イチモンジタナゴ，メダカ，ゼゼラの９種が確認された。特にイチモンジタナゴは琵琶湖水系では平安神宮以外ではほとんど見ることのできない希少な魚種である。

園池そのものが文化財として維持管理されている，他の庭園と比べて規模が大きい，外界との交流が閉ざされている，と言った点から大きな変化は無いと予想されていたが，メダカの侵入が確認されたこととトウヨシノボリが採取できなかった２点が平成 13 年の調査と大きく異なる点である。メダカは岡崎地域の他の園池で普通に見られる種ではなく，そもそも平安神宮は魚類にとっては閉鎖された水系となっているため，自然導入される可能性は限りなく低い。そのため人為的な放流が疑われている。神宮管理者への聞き取りによれば，平成 17 年頃からメダカの姿を見かける様になったそうだ。今回の調査では既に駆除が困難なほど個体数が増えていることが確認できた。オオクチバスのように直接の食害によって被害を与えるもの，平安神宮の中で見られるタイリクバラタナゴのように既存の種と交配し雑種を作ってしまうものなど，他所からの放流が既存の生態系に与える影響は予測不可能な部分がある。特にメダカは放流によって地域固有の遺伝群が汚染されると言う事態が全国的に問題になっている[3)]。平安神宮にはもともとメダカは生息しないため交雑の心配はないが，閉鎖水系で安定していた他の魚種に

どれだけの影響を与えるかは注視する必要があろう。また，放流に伴う病気や微生物の侵入の可能性も存在する。安易な放流行為がおこなわれない様に注意を払うべきである。

また，平安神宮に限らず今回の調査では岡崎の園池群においてトウヨシノボリの姿を直接確認することはできなかった。タナゴ類が産卵に利用する大型二枚貝は，幼生の時期にトウヨシノボリを必要とするため，平安神宮のイチモンジタナゴの維持にも重要な役割を占める魚類である。平成 13 年と比べてイチモンジタナゴの密度に大きな差は生じていないが，トウヨシノボリの減少は持続的なタナゴ類の維持に影響を及ぼす可能性が高い。

（３）　京都市美術館

蹴上の水力発電所付近を発端とし，京都市動物園を経由して導水している園池である。今回の調査ではコイ，ゲンゴロウブナ，外来魚のオオクチバスのみが確認された。

平成 13 年の調査で報告されているブルーギル，ギンブナの姿は確認することができなかった。もともと種数に乏しい園池であったが，コイを除いて魚類の密度が著しく低下している。調査中に 20cm を超える大型のブラックバスが４個体確認され，魚食性の大型魚が強く影響を与えていると考えられる。管理者によると導水部の配管付近に限りトウヨシノボリが目撃されているそうだが，今回の調査では直接姿をみることはできなかった。

（４）　無鄰庵

蹴上舟溜から導水する庭園である。人為的に導入したコイ，外来魚のブルーギルを除けばヌマムツのみが確認された。平成13年の調査と比べると，ヌマムツの優占傾向と密度に大きな変わりはないが，外来魚であるブルーギルが大量に定着していること，ゲンゴロウブナ，トウヨシノボリの姿が見られなくなっていることが大きな違いとして挙げられる。特にブルーギルはコイだまりの深みに多く生息する傾向が見て取れた。また，魚類以外ではヌマエビ類，沈水植物のコカナダモ，シダ類のアカウキクサ属の姿を確認することができた。

図 21　平安神宮のイチモンジタナゴ

図 22　並河七宝記念館の園池

図 23　無鄰庵でのタモ網を用いた調査

図 24　無鄰庵のブルーギル

（５）　白河院

過去に魚類相の調査例が無く，今回の調査で初めて魚類相が明らかにされた。白河院の園池は哲学の道を導水の起点とし，白河院を含む４軒の庭園が一連の水系を共有している。今回の調査では，コイ，タモロコ，ヌマムツ，モツゴの４種の在来魚の生息が確認された。導水部に１cm 程度の目のネットが設置してあるため，大型魚類の新たな侵入に対して一定の防壁になっていると考えられる。実際にオオクチバス，ブルーギルといった魚食性の強い外来魚の姿は確認できず，ヌマムツ等の遊泳性の在来魚が多くみられた。

聞き取り調査によると，コイは定期的に放流しているがここ２年ほどは総数に変化が無い。また，コイヘルペス流行の際も被害は受けておらず，長期にわたってコイの数が安定して維持されている。

過去に魚類相の調査例が無く，今回の調査で始めて状況が明らかにされた。順正では南禅寺の境内を流れる水路から導水している。今回の調査では外来魚の侵入は確認されておらず，放流しているコイ以外の野生魚類としてはヌマムツのみが確認された。ヌマムツは非常に数が多く，稚魚だけでなく婚姻色の出た成魚が確認されているため，園池内で繁殖していると考えられる。

聞き取り調査では，本年度の南禅寺界隈の園池ではヌマムツと思われる小さな魚が例年以上に見られているという情報を得ることができた。

４．まとめ

各園池においては聞き取り調査，目視調査に加えて投網，もんどり，タモ網，四つ手網などの漁具を用いた採取調査を何度かおこない，最終的に表５の様な魚類相を把握することができた。各園地での調査はそれぞれ調査時間，人数，面積等が異なるため，比較のために表中では採取された魚種の密度を５段階で評価している。10㎡あたりで「50 尾以上：＋＋＋＋」「５尾～ 50 尾：＋＋＋」「0.5 尾～５尾：＋＋」「0.05 尾～ 0.5 尾：＋」「0.05 尾

図 25　白河院の園池

図 26　白河院での投網調査

図 27　白河院での投網調査

図 28　順正園池のヌマムツ

未満：±」と表記した。また，幼魚のみが確認されたものには（幼）の記号を加え，２度目以降の調査で確認できなかったものには（±）の表記を与えている。

今回の調査では，ブルーギル，オオクチバスの外来魚２種を含む15種の生息が確認された。全ての庭園において鑑賞目的で人為的に導入されているコイを除くと，京都市美術館以外の全ての園池で高い生息密度で確認されたヌマムツが，岡崎園池群において幅広く存在する遍在種として第一に挙げられるだろう。

また岡崎地域に流入，定着し琵琶湖との繋がりを示す沈水植物に関しては，園池内ではほとんど確認することができなかった。魚類と比べて流入し難いわけではなく，園池は流れも緩やかで流れ藻が根を張るには適した場所だと予想されるが，コウホネやスイレン等，観賞用に導入された水生植物を除けば平安神宮のオオカナダモ，無鄰菴のコカナダモのみしか確認できなかった。こうした理由としては，日本庭園の池においては観賞用に高密度で放流されたコイが底質をかき回し，沈水植物の根の定着を阻害していること，園池の維持管理のための定期的な底ざらい等の直接的な圧力が大きいことが予測される。

（小田　龍聖・深町　加津枝）

註

1）琵琶湖開発総合管理所『琵琶湖沈水植物図説』独立行政法人水資源機構，2009年。
2）伊藤早介「野生魚類の生息環境としての園池」『ランドスケープ研究』66，日本造園学会，2003年，621～626頁。
3）農林水産省「KHV病感染コイの発見状況総括表」，2006年，http://www.maff.go.jp/j/press/cont2/20060208press_3b.html（2012年10月26日閲覧）。
4）森誠一「日本魚類学会による『生物多様性の保全をめざした魚類の放流ガイドライン』」『応用生態工学』８　応用生態工学会，2005年，107～110頁。

表５　疏水園池群の魚類相

種名			調査地名	並河邸		平安神宮		京都市美術館		無鄰庵		白河院	順正
				2001	2011	2001	2011	2001	2011	2001	2011	2011	2011
遊泳魚		ゲンゴロウブナ	*Carassius cuvieri*			++		±	±	±			
		ギンブナ	*Carassius langsdorfii*			+++	+++	+					
		コイ	*Cyprinus carpio*	++	++	++	++	+	+	++	++	++	+++
		ヌマムツ	*Nipponocypris sieboldii*	++(幼)	+++	+++	+++			+++	+++	+++	++++
		オイカワ	*Zacco platypus*	++(幼)	+++					(±)			
		タモロコ	*Gnathopogon elongates*			++	++					+	
		モツゴ	*Pseudorasbora parva*			++	+++					+	
		ニゴロブナ	*Carassius carassius grandoculis*			+							
	タナゴ類	タイリクバラタナゴ	*Rhodeus ocellatus ocellatus*			+++	++						
		イチモンジタナゴ	*Acheilognathus cyanostigma*			++	++						
		ヤリタナゴ	*Tanakia lanceolata*	++(幼)									
		カネヒラ	*Acheilognatbus cyanostigma*	++(幼)									
		メダカ	*Oryzias latipes*				++						
	外来魚	ブルーギル	*Lepomis macrochirus*	±	++			+++			++		
		オオクチバス	*Micropterus salmoides*	±				++	+	(±)			
底生魚		ゼゼラ	*Biwia zezera*			++	++						
		ニゴイ	*Hemibarbus barbus*	+(幼)	++								
		カマツカ	*Pseudogobio esocinus*	±(幼)	++								
		トウヨシノボリ	*Rinogobius kurodai*	±(幼)		++				++			

第７節　岡崎・南禅寺界隈の二次的自然

本節では，琵琶湖疏水開削時や第４回内国勧業博覧会会場整備時の植栽のあり方について史料をもとに把握し，東山の麓において近代化を受容する際の植栽意図について検討した。また，現地調査から岡崎地域に植栽されたアカマツとクロマツの分布特性を明らかにし，岡崎における両マツの意味について考察した。

１.琵琶湖疏水開削時の植栽

『琵琶湖疏水及水力使用事業』[1] によると，堤防の根固めと美観の観点から，琵琶湖疏水のうち山科疏水や疏水分線の堤防外側に植栽が施されたようである。この当初の樹種は主にサクラとコウゾで，サクラは風致的観点から選ばれ，コウゾは灌木で樹高が 150 ～ 180cm と適切だったこと，また紙の原料にもなることから選定された。

（１）サクラ等

南禅寺境内の水路閣に代表されるように，琵琶湖疏水は京都の風致にも十分な配慮がなされて開削されたが，それは植栽面でも現れていたことがわかる。ただし，ソメイヨシノが普及し始める直前だったためか，植栽されたサクラのほとんどがヤマザクラだった。現在も山科疏水沿いにはソメイヨシノに混ざってヤマザクラがみられるが，戦後になって大規模な植栽が施された鴨東運河ではほとんどがソメイヨシノであることを考えると，この山科疏水のヤマザクラは当初の植栽の名残と見ることができるだろう。

疏水沿いに植栽されたサクラは寄贈されたものが多くを占めており，このほかにも，マツ，ウメ，ヤナギ，カエデ，ハギ，ヤマブキ，ツツジ，フジ，サザンカ，モクレン，ハゼノキ，クローバー，バラなど，木本類草本類を問わず様々な植物が寄付されたようである。

（２）コウゾ

コウゾは，約 15 万本の苗木を購入してインクライン西側の土捨て場約 1700 坪を耕して栽培し，その中から約 10 万本が山科疏水や疏水分線の堤の一部に植えられた。生育は良好ではなかったようだが，明治 22 年（1889）の４～５月に植えた苗木から同年 12 月頃には 120 貫（約 450kg）もの楮皮を収穫し，１貫につき２銭５厘で売ることができた。コウゾは明治 23 年（1890）にも植え付けがおこなわれたが，その後の記録はない。おそらく，生育不良などの結果から栽培されたのは１～２年ほどで，その後はおこなわれなかったと考えられる。

琵琶湖疏水は堤であっても生産の場としての機能が期待され，多様な切り口から「使い倒す」思想が実践されたことがよくわかる。

２.第４回内国勧業博覧会の植栽

第４回内国勧業博覧会（明治 28=1985 年開催）の会場整備に植樹が求められたが，当時各地で植樹がおこなわれたため植木が不足しており，市街地の街路樹を博覧会場とその周辺に移植したという。その際，東山を望む会場の東側には落葉樹が植えられ，西側は人家や工場を隠すために常緑樹が植栽された。この植栽事業の詳細は『平安遷都紀念祭紀事』[2] に詳しく記されている。

（１）植木の樹種

博覧会予定地は一面の蔬菜畑で樹木はなく，風致のため多くの花木を移植する必要があった。そのため，明治 26 年（1893）度予算の博覧会費目に第２項として樹木栽培費 930 円 57 銭を設け，植栽区域を決めるとともに植え付けに着手する計画を立てた。

明治 26 年８月，主任技師だった福田將善が立案した計画に沿って樹木計 400 株の入札をおこない，同月 24 日に井上清兵衛が 585 円で落札した。井上清兵衛は明治 20 年（1887）に組織された京都園藝業協会の初代総代であり，明治 27 年（1894）竣工の二条城本丸庭園の作庭者でもある[3]。

その内訳は，20 尺（約６m）以上のクロマツとヤマザクラを各 100 本，18 尺（約 5.4 m）以上のカエデを 100 本，15 尺（約 4.5 m）以上のモミ

とヒノキを各50本，だった。これらを同年10月25日から11月23日までの30日間で植え付けし，それから１年間は生育管理をしつつ，期間内に枯死したものは代替の木に植え替えることとされていた。

他の植木商などからも多くの植木を購入していたがそれでも不足していたようで，大三高等学校前のマツ並木のうち１～４尺までの13本を購入したり，市内の過剰に繁殖しているヤナギ数十株を無償で譲り受けたりもしていた。また，琵琶湖疏水の夷川沿に植栽されていた200株のヤナギも移植されたようで，この時期に疏水沿いのヤナギは一気になくなり，その後，再度植え付けがおこなわれたと考えられる。

明治26年（1893）は植治が山縣有朋と出会い無鄰庵の作庭を開始する前年である。植栽にあたりアカマツではなくクロマツが選ばれた背景には，岡崎界隈の庭園を中心に広がった植木としてのアカマツ文化がこの段階では芽生えていなかったことの表れと捉えられる。また，ヒノキは当時，アカマツに次ぎ東山を代表する樹種で，入手しやすさから選ばれたとも考えられる。例えば，東山の植生に常緑樹林への遷移の兆候が見られ始める昭和７年（1932）の段階でも，東山におけるヒノキ林の割合は12％で，アカマツ・ヒノキ林も含めると22％にもなる[4)]。

（２）植栽の方針

『平安遷都紀念祭紀事』には植え付けの方針として下記の記述がある。

> 又植附ノ方針ハ會場ノ東方ハ東山ノ眺矚アリテ風景絶佳ナルヨリ落葉ノ花樹ヲ植附ケ西方ハ市街人家多ク殊ニ製造所ノ煤煙ヲ望ミ風致ヲ害スルヨリ務メテ常緑ノ巨樹ヲ植附クルコトト爲セリ

つまり，博覧会会場の東側は東山の眺望があり風景が素晴らしいため，落葉する花木を植栽して東山を借景とするようにし，西側は市街地で人家が多いうえ琵琶湖疏水沿いの工場も多く，そこから煙も出されるため，遮へい機能の強い常緑の巨木を植える，ということである。

当時の植栽の状況をみると，東山とは連続性を強化し，西側は逆に遮るような意識が働いていたようである。

（３）内国勧業博覧会をめぐる作庭家の動き

クロマツやサクラなど400本の樹木は博覧会会場のいくつかの場所に３名の職人の手で植えつけられた。博覧会会場の植栽場所と樹種，請負人は以下の通りである（図29）。

まず，南側正門外の東西の道路にはサクラとカエデを，敷地南側から西側にかけて折れ曲がる２面全部は柳を植栽し，これは井上清兵衛が担当した。正門外の２か所の芝生にはマツを，水族館外は雑木を植栽し，太田茂兵衛が担当した。農林館の北側，美術館の東側，西側，北側は雑木で井上清兵衛が，動物館の周囲も雑木で井上清兵衛と小川治兵衛（植治）が，飲食店付近はヤナギで小川治兵衛が担当した。植え付けは地均しや建物の建築工事などと同時並行で進められたため長引き，明治27年（1894）の年末になってやっとすべての植栽を終了した。

これとは別に，工業館の中庭は内海源之丞が設計・施工した。内海源之丞は大正14年（1925）に大宮盆栽村に「内海華園」を開いている。昭和２年（1927）発行の『全国著名園芸家総覧』（大阪興信社営業所）によると「内海華園　刈谷耕園藝　本郷區駒込神明町一二」とあり，東京を中心に活動していた園芸師と推察される。

明治27年は植治が無鄰庵と平安神宮神苑の作庭を開始する年であり，並河靖之邸の庭園を完成させる年にもあたる。博覧会の植栽事業はその前年である明治26年から始まっており，当時の京

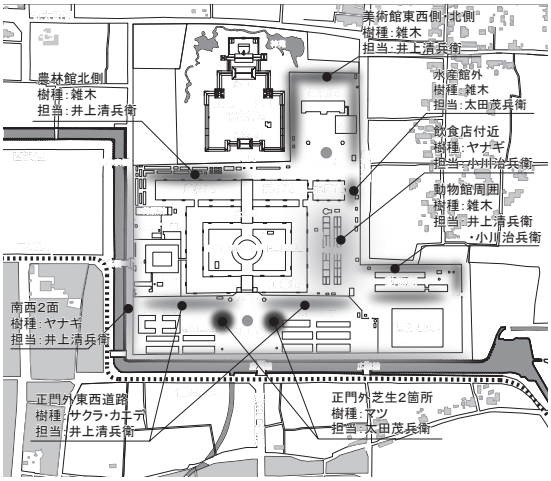

図29　『平安遷都紀念祭紀事』に記される植栽場所・樹種・園芸師

都造園界の有力者であった井上らとともに植治が名を連ねていることから，すでに一定の技量を認められていたと考えられる。また，庭園に新たな要素を吹きこんだ植治の作庭スタイルの確立には，無鄰庵での山縣有朋との出会いが大きく影響したことはもちろんだが，その前年から開始していた博覧会事業に関係する中でも，近代化を受容する要素が生まれていたのではないかと想像できる。

３.庭園樹木としての アカマツとクロマツ

明治 27 年（1894）以降，南禅寺界隈を中心に作庭を続けた植治は，近代の自然主義的な日本庭園の姿をつくりだした。そのスタイルを確立させた最初の作品である無鄰庵は，浅い流れと芝生の穏やかなアンジュレーションが広がり，目線は水平で低く，やさしく，穏やかな庭である。細長く奥になるほど狭くなる敷地の形を活かし，囲繞する植栽の先には淡い東山が借景として取り込まれている。植治はその庭に，東山と庭との連続性・関係性を意図して，当時の東山で最も優勢に生育していたアカマツを導入した。無鄰庵作庭以降，植治は南禅寺界隈の別邸群の庭に悉くアカマツを植栽していき，作風のひとつとして捉えられるまでに到達させた（第５章第５節を参照）。

借景として捉えられた東山のアカマツ林は，都を支えるヒンターランドの一部として平安時代から長期にわたり維持されてきたものである（第１章第１節を参照）。明治後期からの禁伐主義により林相の遷移が進みつつあった時期には，アカマツは京都の景観にとって欠かせないものであり，アカマツの緑色の葉と赤色の幹がつくりだす風景に京都の美の神髄がある，とまで記されている[5)]。明治に入るまで庭のマツといえばクロマツが主流だったことを考えると，アカマツを庭木に植えていることこそ京都の近代化の象徴と捉えられるだろうが，そのアカマツは明治 27 年に突然見出されたものではなく，有史以降，京都盆地の中で脈々と続いてきた人と自然の営みの流れの中に位置づけられるものであることにも留意すべきである。

さて，こうした視点のもと岡崎界隈を歩くと，別邸群の庭はもちろんのこと，小・中規模の郊外住宅の庭先にも多くのアカマツが植栽されていることに気づく（図 30，巻頭図版 L）。そこで，平成 23 年から 24 年にかけて，岡崎地域を対象にアカマツとクロマツの悉皆調査を実施した。調査範囲は，北は丸太町通，南は三条通，東は東山山麓，西は鴨川左岸までを含むエリア（区切は町界）とし，対象は外観から目視で確認できるものとした。調査には京都市の都市計画図を用い，各マツの位置を地図上にプロットした上で，樹種・樹高・枝張りを記入した。樹高と枝張りは概算としたが，各調査日の開始時に２～３本のマツの正確な数値を測高計とメジャーで計測したものを基準とした。

こうして現地調査を実施したところ，調査範囲内ではアカマツを 439 本，クロマツを 621 本，合計 1060 本を確認することができた（表６，図 33）。

特にアカマツの植栽は，東から西へ傾斜する扇状地地形に同調するように，鴨川へ近づくほど少なくなり，岡崎公園より西側になるとクロマツのみでアカマツはまったく見られなくなることがわかった（図 34・35）。アカマツは植治の作風にとどまることなく，南禅寺界隈のひとつのブランドとしてその種を扇状地の土地に飛ばしているようである。東山では，人の手が入らなくなったことやマツ枯れ病などの影響で，アカマツ林は減少の一途をたどっている。その一方で，南禅寺界隈では所有者と植木職人の手で赤丹色の幹肌を持つアカマツが大切に育てられている。南禅寺界隈は，東山アカマツ林のレフュージアでもあり，平安時代から京都人が見守ってきたアカマツ文化そのものの到達点でもあるだろう。

一方，クロマツは特に岡崎公園内の神宮道に沿って多く植栽されており，第４回内国勧業博覧

図 30　南禅寺界隈の戸建住宅のアカマツ

会より後に平安神宮への参道として象徴的に植栽されたことがわかる（図 31）。クロマツは京都市動物園と京都市美術館の間の岡崎道（広道）沿いにも並木状に植栽され，神宮道のものよりも大径木である（巻頭図版 H）。管理状態も良好で力強い姿に剪定されていることからか，京都市左京区の「区民の誇りの木」にも選定されている。これら岡崎公園のクロマツ並木は，南禅寺参道のアカマツ並木（図 32）と対照的な存在とみることができるだろう。　（惠谷　浩子）

註

1）京都市電気局『琵琶湖疏水及水力使用事業』323 ～ 325 頁，1940 年。
2）京都市参事会『平安遷都紀念祭紀事』下巻，54 ～ 55 頁，1896 年。
3）京都日出新聞，明治 27 年 6 月 10 日付。
4）大阪営林局『東山国有林風致計画書』，1936 年。
5）大阪営林局『第三次検訂京都事業区施業案説明書』，1929 年。

表６　町域ごとのアカマツ・クロマツ植栽本数

町　名	アカマツ	クロマツ	計	町　名	アカマツ	クロマツ	計
南禅寺福地町	208	19	227	法皇寺町	0	25	25
南禅寺下河原町	90	46	136	北門前町	0	13	13
岡崎法勝寺町	27	42	69	大菊町	0	11	11
南禅寺草川町	21	12	33	岡崎徳成町	0	11	11
岡崎西天王町	16	84	100	正往寺町	0	11	11
鹿ケ谷下宮ノ前町	15	31	46	聖護院山王町	0	5	5
粟田口鳥居町	10	5	15	超勝寺門前町	0	5	5
南禅寺北ノ坊町	9	34	43	東竹屋町	0	5	5
鹿ケ谷上宮ノ前町	9	24	33	東町	0	5	5
鹿ケ谷宮ノ前町	9	7	16	七軒町	0	3	3
永観堂西町	8	9	17	石泉院町	0	2	2
岡崎南御所町	5	21	26	聖護院円頓美町	0	2	2
永観堂町	4	0	4	聖護院東寺領町	0	2	2
岡崎天王町	2	10	12	頭町	0	1	1
岡崎東天王町	2	1	3	大井手町	0	1	1
岡崎円勝寺町	1	33	34	菊鉾町	0	1	1
岡崎北御所町	1	7	8	新車屋町	0	1	1
若王子町	1	4	5	聖護院蓮華蔵町	0	1	1
堀池町	1	2	3	袖之木町	0	1	1
岡崎最勝寺町	0	67	67	東丸太町	0	1	1
岡崎成勝寺町	0	55	71	福本町	0	1	1
				合　計	439	621	1060

図 31　神宮道のクロマツ並木

図 32　南禅寺参道のアカマツ並木

図33　アカマツ・クロマツ植栽の分布図

マツは枝張りにより図に示す●のサイズを３段階に分けた。小サイズ：枝張り0.5～4.9 mのマツ，中サイズ：枝張り5.0～9.9 m，大サイズ：10.0 m～，とした。

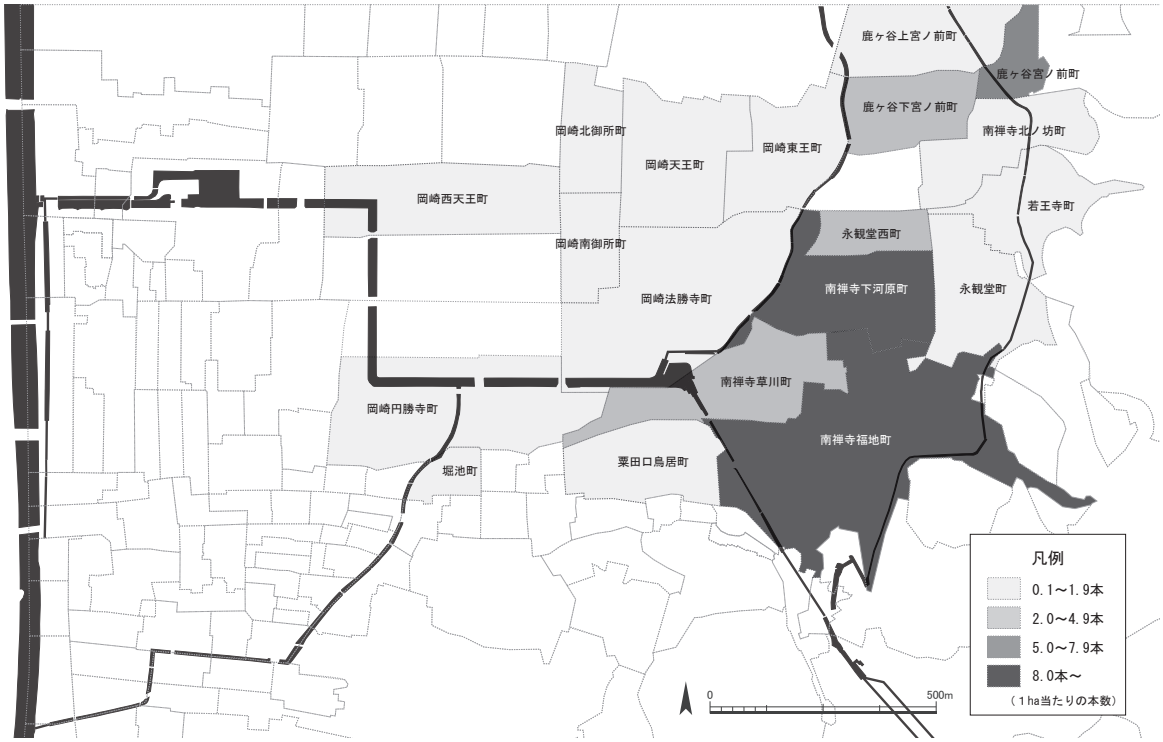

図 34　町界ごとのアカマツ分布の割合

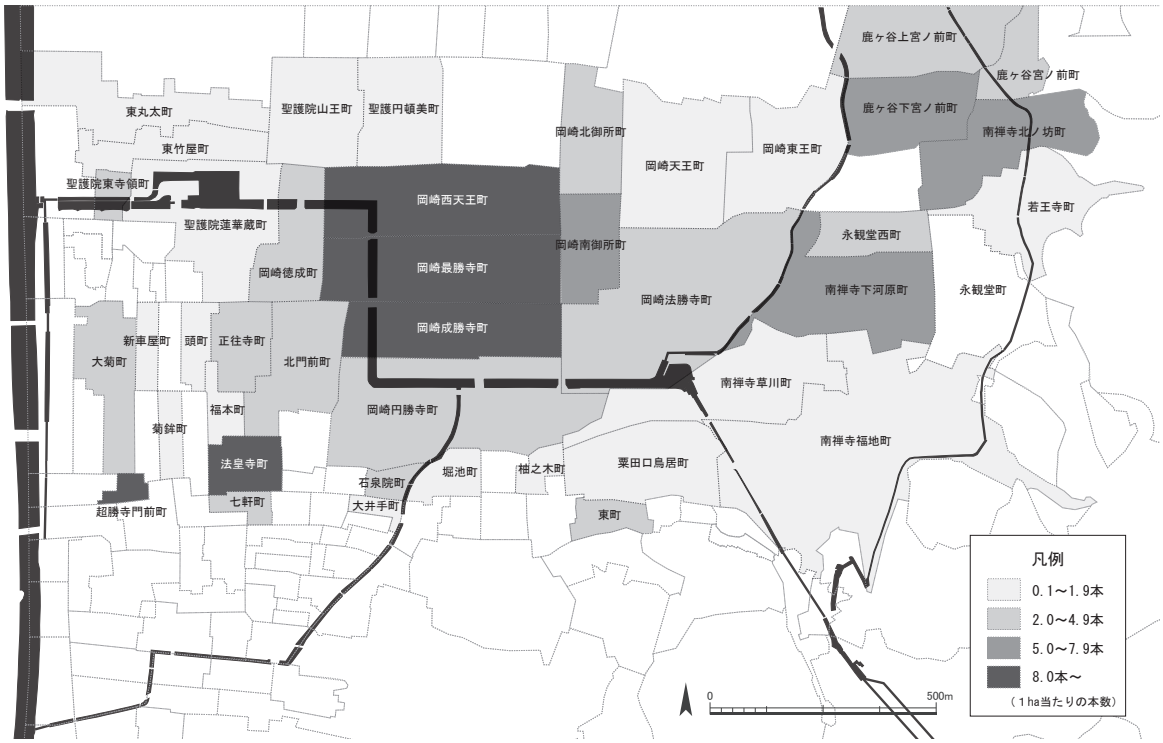

図 35　町界ごとのクロマツ分布の割合

第８節　小結

本章では，琵琶湖疏水が地域の近現代史にいかに影響を及ぼし，また，地域の歴史的環境や生態系形成に寄与してきたのかについて，さまざまな視座を通じて明らかにした。

第１節で琵琶湖疏水そのものの概要を本章の骨格として示したうえで，第２節において，特に，鴨東地区での直角曲折路線決定の背景について，土地買上に関する史資料から詳細に追った。その結果導き出されたのは，直角曲折ルートの採用は，疏水の流速緩和が主目的というよりも，地価が高く，立退き交渉の必要性も発生する二条川東や二条新地といった近世中期の大規模新地開発地帯を避けたためではないか，という結論である。それは，農地の多い旧岡崎・聖護院両村が，近代化を追求する京都に発展の契機や場所を提供したともいいかえられる。

つづく第３節・第４節では，岡崎公園から夷川にかけての西側エリアにおいて，琵琶湖疏水がどのような産業に利用され，またどのように都市空間が形成されていったかに着目した。産業面では，琵琶湖疏水開削後の各地区における土地利用や産業形態が実に多岐にわたっており，近代における京都の経済復興と現在にまでつながる工業の基盤となった新産業を次々と生み出していったことを指摘した。

特に，疏水建設用地として京都市が買収した疏水本線の未利用地は，商工業の発展を見込まれ民間に払い下げられ，多目的な疏水利用によって様々な文化や産業が水辺に溢れ出した。疏水が生み出した水辺は，流通や産業の場であると同時に，水面それ自体が都市の親水空間としても利用され，現在も文教・観光地区としての岡崎に欠かせない要素となっている。

第５節から第７節では，南禅寺界隈から岡崎公園にかけての東側エリアにおいて，美観や慰楽の目的で，疏水や樹木などの自然的要素を用いながら人工的に整えられてきた外構空間の特質について考察した。

江戸時代には幕府によって寺領を保証されていた南禅寺が，明治維新とともに寺領を失った結果，多くが民間に払い下げられ，別邸群が形成された。疏水を利用した園池もこのコンテクストのなかで形成され，小川治兵衛（植治）や塚本与三次らの積極的な関与が非常に大きな役割を果たしたことを指摘した。さらに，こうして形成された庭園の園池には，疏水を通じて琵琶湖の生態系も流れ込んでいる。園池の多彩な構成やきめ細かな管理により，結果的に，現在の琵琶湖ではみられなくなりつつある種も含めた多様な魚類相が生息する環境が生まれている。

また，南禅寺界隈の別邸群の形成を促進した背景には，京都の近代化と風致保存を共存させようとする意識があったことも重要な視点だろう。別邸群の空間は東山を意識して構成されたが，それは第４回内国勧業博覧会の会場整備の際も重んじられ，植栽計画にも反映された。さらに，第１章第１節で述べたように，アカマツ林を主体とする東山の有史以来の林層との連続性を意図し，別邸群の庭園内には多くのアカマツが植栽され，現在では南禅寺界隈のブランドとして成長している。南禅寺界隈は，琵琶湖水系の在来魚にとっても，また東山のアカマツ林にとっても，レフュージア的な役割を果たしているといえよう。

このように，本章の検討から，琵琶湖疏水の開削事業は用水のための一大公共事業の枠組みを超えて，岡崎もしくは京都全域という地域に対して，社会経済的，さらには文化的影響をもたらすとともに，水や緑，生態系といった環境の面でも豊かさを育んできたことがわかる。近現代の歴史のなかで琵琶湖疏水の用途は変わってきたが，東山が「使う山」から「眺める山」へと変わっても京都にとって重要な位置づけにあることに象徴されるように，否定的な意味での「変化」ではなく，自然の流れのなかにある「遷移」の一環と捉えるべきだろう。　（奈良文化財研究所景観研究室）